

平成 27 年度

包括外部監査結果報告書
【概要版】

テーマ

農林水産局（農林水産事務所等を含む）の
財務に関する事務の執行及び事業の管理について

平成 27 年度

広島県包括外部監査人

和 泉 年 昭

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
2. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
3. 監査対象機関.....	1
4. 監査対象期間.....	1
5. 監査要点.....	1
6. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名.....	1
第2 農林水産局の事業の概要	2
1. 広島県における農林水産業の状況.....	2
（1）農業の状況 [本文 5 頁～].....	2
（2）林業の状況 [本文 14 頁～].....	3
（3）水産業の状況 [本文 17 頁～].....	3
2. 農林水産業費の推移 [本文 21 頁～].....	4
3. 農林水産業を取り巻く問題に対する広島県の取り組み.....	5
（1）2020 広島県農林水産業チャレンジプラン [本文 28 頁～].....	5
（2）チャレンジプランの推進体制 [本文 28 頁～].....	5
（3）チャレンジプランで掲げられている目標 [本文 29 頁～].....	5
第3 全般的事項に関する意見	9
1. 農林水産局全体に関する意見 [本文 38 頁～].....	9
（1）補助金、委託料の確認作業について.....	9
（2）補助金交付金の交付先.....	9
2. チャレンジプラン及びアクションプログラムに関する課題及び意見.....	10
（1）チャレンジプランで掲げられた数値目標と実績比較 [本文 39 頁～].....	10
（2）アクションプログラムについて [本文 48 頁～].....	12
（3）チャレンジプランの達成状況の開示 [本文 48 頁～].....	13
第4 各事業に関する指摘及び意見	14
1. 監査の対象とした事業一覧 [本文 50 頁～].....	14
2. 生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立に関する事業.....	17
（1）農地中間管理事業 [本文 53 頁～].....	17
（2）農地集積加速化支援事業 [本文 63 頁～].....	19
（3）新規就農者育成交付金事業 [本文 65 頁～].....	20
（4）担い手経営発展チャレンジ事業 [本文 69 頁～].....	20
（5）重点品目産地拡大推進事業 [本文 71 頁～].....	21
（6）6 次産業化総合支援事業 [本文 73 頁～].....	21
（7）ひろしまフードフェスティバル開催事業 [本文 77 頁～].....	22
（8）農業制度資金利子補給等事業 [本文 79 頁～].....	23
3. 県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立に関する事業.....	24
（1）ひろしま林業ビジネスモデル実践プロジェクト [本文 83 頁～].....	24
4. 生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立に関する事業.....	26
（1）栽培漁業センター運営費(管理委託) [本文 88 頁～].....	26
（2）漁業取締費 [本文 89 頁～].....	26
5. 「県民の安全で安心できる食生活の実現」に関する事業.....	27
（1）食の安全・安心確保対策事業 [本文 93 頁～].....	27
6. 「持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全」に関する事業.....	28
（1）中山間地域等直接支払事業 [本文 96 頁～].....	28
（2）農業・農村多面的機能支払事業 [本文 104 頁～].....	29

(3) 集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業 [本文 106 頁～]	29
(4) 農村整備事業受託工事費 [本文 109 頁～]	29
(5) 三川ダム管理費 [本文 112 頁～]	30
7. 「多様な森林の整備と保全」に関する事業	31
(1) 県営林事業費特別会計 [本文 114 頁～]	31
(2) 緑化センター管理費 [本文 116 頁～]	31
(3) ひろしまの森づくり事業 [本文 118 頁～]	32
8. 農業技術大学校	34
(1) 新規就農者の確保・育成に向けての取組 [本文 127 頁～]	34
(2) 指導内容の開示方法 [本文 132 頁～]	35
(3) ハウス施設新設の工事費 [本文 133 頁～]	35
(4) 固定資産台帳の整備 [本文 134 頁～]	35
(5) リース資産 [本文 134 頁～]	36
(6) 事業費区分の再考 [本文 135 頁～]	36
9. 公共工事	37
(1) 農林水産局における公共工事の特徴 [本文 139 頁～]	37
(2) 設計・契約変更に係るルールの利用状況 [本文 139 頁～]	37
(3) 2月補正予算を財源とした契約変更の取扱い [本文 162 頁～]	37
(4) 補正予算を財源とした工事の管理方法について [本文 163 頁～]	38
(5) 漁業経営構造改善事業 [本文 164 頁～]	38
10. 貸付金	40
(1) 木材産業等高度化推進資金事業 [本文 169 頁～]	40
(2) 就農支援資金貸付金 [本文 171 頁～]	40
(3) 農業共済基金出資金貸付金 [本文 173 頁～]	41
(4) 沿岸漁業改善資金 [本文 176 頁～]	43
(5) 農業改良資金 [本文 177 頁～]	43
第5 総括意見	44

(注) 当報告書は概要版であり、[本文〇〇頁～]は、包括外部監査結果報告書の参照頁を示している。

第1 包括外部監査の概要

1. 選定した特定の事件（テーマ）

農林水産局（農林水産事務所等を含む）の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

2. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

農林水産業は、全国的にも所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面していることが広く認識されている産業であり、広島県においても、地域を支える主要な産業として自立できる農林水産業を目指し、重点的な取組の1つとして、様々な取組が行われているところである。

特に、平成22年には「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定し、「産業として自立できる農林水産業の確立」を最も重要な目標として、10年後（平成32年）の目指す姿を描いて取組を進め、更にその3年経過後の平成26年11月には「チャレンジプラン」の進捗状況を検証するとともに、目標をより着実に実現していくための具体的な取組を進める「アクションプログラム」を策定、公表している。

広島県独自の取組み、単独で実施する事業が比較的多いことから、節目となる平成26年度の状況を確認し、農林水産業の事務事業の執行及び管理について検討することは意義が大きいと判断し、特定の事件として選定した。

3. 監査対象機関

農林水産局及び農林水産局に属する事務所等

4. 監査対象期間

原則として、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする。

5. 監査要点

- (1) 農林水産局（農林水産局事務所等を含む）における財務事務の執行及び事業の管理が関係法令及び内部規則に従って実施されているか
- (2) 農林水産局（農林水産局事務所等を含む）における財務事務の執行及び事業の管理が経済性、有効性及び効率性の観点から適切に実施されているか
- (3) 事業の見直し、モニタリングは十分に行われているか
- (4) 備品、設備、債権などの財産の保全、管理状況は適切か

6. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名

包括外部監査人 公認会計士 和泉 年昭

補助者	弁護士	水谷 耕平
	税理士	朝長 慎弥
	公認会計士	竹本 辰三
	公認会計士	井上 芳紀
	公認会計士	黒田 篤史

第2 農林水産局の事業の概要

1. 広島県における農林水産業の状況

(1) 農業の状況 [本文5頁～]

ア. 耕地面積について

耕地面積は、平成26年で56,500ha（全国27位）で、このうち、41,900haが田、14,600haが畑で構成されている。過去からの推移を見ると、昭和36年を最高にその後年々減少に推移していることがわかる。

更に、耕地利用率（耕地面積に対する作付け（栽培）延べ面積の割合）を見ると、79.1%（全国44位）で耕作放棄地が多いことがわかる。

イ. 農業産出額、生産農業所得について

農業産出額は、平成26年で1,086億円（全国28位）で、主要な農畜産物としては、鶏卵が270億円（24.9%）と最も高く、米が203億円（18.7%）、野菜182億円（16.8%）、果実142億円（13.1%）という状況である。過去からの推移を見ると、昭和59年から継続的に減少している。

また、生産農業所得は平成26年で349億円（全国29位）で、全国平均の595億円を大きく下回る状況が継続している。

ウ. 農家人口について

総農家数は、平成27年時点で56,613戸（全国で15位）あるが、その8割以上が自給的農家及び副業的農家である。また、総農家数は減少し続けており、25年前（平成2年）の102,936戸と比べると、ほぼ半数になっている。また耕地面積は56,500ha（全国で27位）、農家1戸当たりの平均耕地面積は0.98haと全国平均（2.08ha）を大きく下回っている。

更に、販売農家数について、平成7年に比べて平成27年の販売農家数は32,149戸（53%）減少の28,145戸になっており、農業就業人口の平均年齢は7歳増加の70.2歳という状況にあり、農業生産に携わる人材が減少するとともに、高齢化していることがわかる。

エ. 集落法人について

広島県においては、小規模零細な農業者中心の農業構造を改善する方法の1つとして、平成12年より積極的に集落法人の設立の働きかけを行っており、平成26年度末時点でその数は257法人あり、全国1位である。

オ. 認定農業者制度について

認定農業者数は、平成26年3月末時点で1,429人（全国41位）という状況である。

カ. 農業参入企業について

農業参入支援に特化した専門のグループを設置し、農業へ参入する企業の支援を行っており、平成26年度末時点で75の企業が農業に参入している。

キ. 重点品目について

広島県では、需要と収益性が高く、既存産地及び技術等の蓄積の強みのある品目を重点品目として選定し、年間を通じて安定供給ができる体制の整備に取り組んでいる。重点品目として特に、キャベツ、アスパラガス、レモンについては積極的な支援を行っている。

(2) 林業の状況 [本文 14 頁～]

ア. 林業の主要指標及び全国順位について

平成 22 年 2 月 1 日現在の林野面積は 610,631ha(全国 10 位)で、全国の 2.5% を占めており、形態別に見ると、国有林が 47,518ha(全国 20 位)、民有林が 563,113ha(全国 7 位)という状況にある。

イ. 林家数について

林家数は 44,867 戸で全国 2 位であるが、継続的に減少している。

ウ. 林業算出額及び生産林業所得について

林業産出額は、平成 26 年時点で 78 億 1 千万円(全国 21 位)で、内訳は木材生産が 45%、栽培きのこ類生産が 55%という状況である。過去からの推移を見ると、平成 5 年から継続的に減少傾向にある。

生産林業所得は、平成 26 年時点で 50 億 5 千万円(全国 14 位)であり、全国平均(51 億 2 千万円)を上回っているが、過去からの推移を見ると、林業産出額と同様に平成 5 年から減少傾向にある。

エ. 木材需給について

木材需給量は、平成 26 年で 2,004 千 m^3 であり、需要量の内訳は県内需要量 1,940 千 m^3 (全国 2 位)、県外移出量 64 千 m^3 、供給量の内訳は県内素材生産量が 297 千 m^3 、県外国産材が 51 千 m^3 、外材が 1,656 千 m^3 である。

外材(素材)入荷量は全国 1 位であり、木材加工産業は盛んであるが、木材供給量の外材依存率 82.6%(1,656 千 m^3 /2,004 千 m^3)を全国平均値(22.2%)と比べると外材への依存率が大きい。

(3) 水産業の状況 [本文 17 頁～]

ア. 全国における広島県水産業の地位

平成 24 年の漁業生産量 13 万 7 千トン(全国 2.8%)、漁業生産額 265 億円(全国 2.0%)となっている。漁業生産量の大半をかき養殖が占めること、また、海面漁業ではかたくちいわしを除き、少量多種の魚介類が漁獲されることが特徴である。

イ. 漁業経営体の状況

平成 25 年の海面漁業経営体数 2,538 経営体のうち 1,277 経営体が 3 トン(漁船トン数)未満階層の零細漁業経営体である。海面養殖業は 379 経営体で、かき養殖が 312 経営体の 82.3%を占めている。

ウ. 漁業協同組合員の状況

平成 24 年度の広島県内の漁業協同組合(沿海出資組合)組合員数は 8,120 人で平成 15 年に比べ 1,565 人(16.2%)減少している。

エ. 漁業生産量及び漁業生産額について

平成 25 年の漁業生産量は 129,618 トンである。このうち海面漁業の漁獲量が 18,874 トンで、前年より 37 トン増加している。海面養殖業の収穫量は 110,644 トンで、前年に比べ 7,235 トン減少している。

平成 25 年の漁業生産額は 234 億 1,500 万円で、前年に比べ 30 億 4,000 万円(11.2%)減少している。

2. 農林水産業費の推移 [本文 21 頁～]

農林水産業に関する一般会計予算、特別会計予算（当初予算）の内訳、推移は次のとおりである。

【一般会計】		(単位：千円)				
第6款 農林水産業費	目名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1項 農業費	1 農業総務費	3,543,559	3,271,060	3,318,601	3,089,321	3,095,464
	2 中山間地域対策費	4,053,090	2,131,353	2,208,796	2,224,605	2,245,156
	3 農業経営強化対策費	671,636	716,837	967,653	1,010,675	1,167,000
	4 高付加価値型農業推進費	158,822	246,780	371,274	389,019	617,784
	5 農村金融対策費	82,992	74,934	67,927	58,643	39,615
	6 農業技術指導費	75,694	70,950	68,308	67,039	70,268
	7 農業技術大学校費	240,401	244,335	256,319	262,212	278,846
	計	8,826,194	6,756,249	7,258,878	7,101,514	7,514,133
第2項 畜産業費	1 畜産総務費	753,156	766,363	749,852	718,548	687,181
	2 畜産振興費	753,487	128,036	42,595	364,390	83,021
	3 家畜保健衛生費	62,229	64,444	59,514	88,382	490,569
	計	1,568,872	958,843	851,961	1,171,320	1,260,771
第3項 水産業費	1 水産業総務費	519,407	558,513	527,739	510,820	441,278
	2 水産業振興費	236,995	509,081	223,132	190,413	337,320
	3 漁業調整委員会費	37,722	33,773	33,960	34,116	34,177
	4 漁港管理費	98,704	88,291	89,242	985,862	947,066
	5 漁港建設費	1,823,786	1,627,596	1,881,329	1,071,504	983,096
	計	2,716,614	2,817,254	2,755,402	2,792,715	2,742,937
第4項 農地費	1 農地総務費	1,210,539	1,103,328	1,168,634	1,249,103	1,561,893
	2 農村整備事業費	5,550,955	5,908,698	5,706,764	3,399,815	4,106,451
	3 農地等保全管理事業費	784,234	693,719	695,825	585,727	1,182,837
	計	7,545,728	7,705,745	7,571,223	5,234,645	6,851,181
第5項 林業費	1 林業総務費	2,012,540	2,006,850	1,981,489	1,903,382	1,898,353
	2 林業振興指導費	685,825	701,603	597,850	549,696	529,765
	3 森林整備費	6,024,680	5,931,017	6,193,629	5,714,115	4,554,121
	4 治山費	2,549,741	2,392,294	2,452,055	2,162,769	2,209,210
	計	11,272,786	11,031,764	11,225,023	10,329,962	9,191,449
	合計	31,930,194	29,269,855	29,662,487	26,630,156	27,560,471

第11款 災害復旧費	目名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1項 農林水産施設災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	2,576,642	3,323,860	2,592,586	2,451,328	2,549,303

【農林水産振興資金特別会計】

	目名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1款 農業改良資金	1 業務管理費	142,643	47,311	48,154	25,519	11,813
	2 貸付金	-	-	-	-	-
	計	142,643	47,311	48,154	25,519	11,813
第2款 林業・木材産業改善資金	1 業務管理費	262,902	2,345	2,178	1,751	1,725
	2 貸付金	-	-	-	-	-
	計	262,902	2,345	2,178	1,751	1,725
第3款 木材産業等高度化推進資金	1 業務管理費	361,887	-	-	-	-
	2 貸付金	-	-	-	-	-
	計	361,887	-	-	-	-
第4款 沿岸漁業改善資金	1 業務管理費	189,922	7,907	6,348	5,381	6,161
	2 貸付金	-	-	-	-	-
	計	189,922	7,907	6,348	5,381	6,161
	合計	957,354	57,563	56,680	32,651	19,699

【県営林事業費特別会計】

	目名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1款 県営林事業費	1 経営事業費	57,377	17,834	10,771	8,444	652,296
	2 管理事業費	123,996	126,602	139,451	148,354	147,907
	計	181,373	144,436	150,222	156,798	800,203
	合計	181,373	144,436	150,222	156,798	800,203

3. 農林水産業を取り巻く問題に対する広島県の取組み

(1) 2020 広島県農林水産業チャレンジプラン [本文 28 頁～]

農山漁村の過疎化の進行、農林水産業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増大などの深刻な状況から脱却するために、広島県では、平成 22 年（2010 年）12 月において、「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定し、10 年後（2020 年）の目指す姿を描いた上で、平成 23 年度（2011 年）を初年度として、平成 27 年度（2015 年）を目標年度とする 5 か年計画を取り組んでいる。

更に、チャレンジプランの公表から 3 年が経過した時点で検証を行い、目標をより着実に実現していくための具体的な取組を進めるために平成 26 年 11 月に「アクションプログラム」を策定、公表している。

(2) チャレンジプランの推進体制 [本文 28 頁～]

チャレンジプランでは、農林水産業に関する様々な課題について、農林水産業者のみならず、団体・事業者、県・市町、そして消費者である県民一人ひとりが身近なところから考え、行動するとともに、それぞれがその役割を認識し、意欲的に取り組むことの重要性を説明し、役割分担を提示している。

(3) チャレンジプランで掲げられている目標 [本文 29 頁～]

ア. 農業

農業産出額を平成 32 年度までに 1,200 億円（うち経営力の高い担い手の生産額 1,000 億円）にすることを、具体的な数値目標として掲げている。

当該目標を達成するためには、県内の農業の担い手が、自立した収益性の高い経営体として成り立っていく必要がある、①地域の核となる経営力の高い担い手の育成、②「作ったものを売る」から「売れるものを作る」生産体制の確立、③「産地の実需者」「産地と産地」が連携する仕組づくりを行い、生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立させることを目指す。

イ. 林業

県産スギ・ヒノキの素材生産量を平成 32 年度までに 40 万 m³/年にするのを、具体的な数値目標として掲げ、林業が農山村地域の基幹的産業として地域の雇用や活性化に寄与できるように、①効率的な木材生産体制の構築、②県内経済に貢献できる流通・加工体制の実現、③県産材を最大限活用する木材利用の実現、④適正な森林資源管理を行い、県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立を図る。

ウ. 水産業

水産業の経営体が自立した収益性の高い経営体となるように、①経営力の高い担い手の育成、②水産資源の持続的な利用体制の構築、③販売戦略を踏まえた生産・流通・販売体制の実現により、生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立を図る。

漁業生産額を平成 32 年度までに 290 億円にすることを、具体的な数値目標として掲げている。

『2020広島県農林水産業チャレンジプラン』の施策体系



	施策の展開方向	具体的な施策
農業	担い手の育成 地域の核となる 経営力の高い担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の集積 ○生産基盤の整備（農地の整備） ○人材の確保 ○資金の支援 ○経営力の強化
	産地 「作ったものを売る」から 「売れるものを作る」生産体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 【園芸】 ○加工・業務用に対応できる新たな産地育成 ○既存産地の改革 【畜産】 ○広域生産地の再構築 ○既存経営体の体質強化 ○農地の有効利用による耕畜連携の推進
	しくみ 「産地と実需者」「産地と産地」が 連携する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○中間事業者等による産地と実需者や産地間の連携の促進 ○経営力の高い担い手を中心とした地域内連携の促進 ○産産物の信頼性確保 ○流通体制の高度化 ○農商工連携の推進
林業	生産 効率的な木材生産体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な林業の推進 ○林業事業者の育成強化 ○林業労働力の確保・育成 ○効率的な木材生産システムの構築とその基盤整備
	流通・加工 県内経済に貢献できる 流通・加工体制の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○川上から川下までのマッチング機能を備えた 商流・物流による安定取引の構築 ○全国的に競争力のある加工体制の活用
	消費 県産材を最大限活用する 木材利用の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物等への利用拡大 ○木造住宅への利用拡大 ○県産材のカスケード（多段階）利用 ○企業と連携した新製品開発や新たな需要の拡大
	森林資源 適正な森林資源管理	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な森林資源管理の推進 ○資源の循環利用につながる施業技術の開発 ○県営林等の役割の充実強化
水産業	担い手 経営力の高い担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○若い手育成と経営力の強化 ○合併による漁協機能の強化 ○漁業生産基盤の整備
	水産資源 水産資源の 持続的な利用体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○漁場環境の保全整備 ○漁業者主体の資源増大対策の推進 ○広域連携を踏まえた栽培漁業・資源管理の推進 ○漁業秩序の維持 ○森・川・海の連携による漁場環境の維持
販売戦略	流通改善 販売戦略を踏まえた 生産・流通・販売体制の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○水産物の流通体制の改善・構築 ○水産物のブランド化の推進
	マーケティング マーケティング力強化の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家等の知識とネットワークを活用した体制づくり ○経営力の高い農林水産経営体の育成
	生産 ニーズに応える農林水産物の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○プロダクトアウトからマーケットインへ ○販売競争力のある農林水産物の生産
	流通 効率的で有利な流通の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○実需者・消費者等のニーズに対応した流通形態の構築 ○海外市場をターゲットとした販路の開拓
安全安心の推進	ブランディング ブランディングによる 有利に販売するための土壌づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略的な広報の実施 ○県農林水産物の高付加価値化と消費の促進
	生産・流通・消費 農林水産物の生産から消費に至る 安全・安心対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心を提供する生産体制の強化 ○消費者と生産者を結ぶ安全・安心対策の推進 ○消費者の理解促進
農山漁村の公的役割の発揮	農地保全 持続的な農業生産活動による 農地の効率的な利用と保全	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域等直接支払制度の活用 ○鳥獣被害防止対策 ○ストックマネジメント計画の策定推進、既存施設の維持管理体制強化 ○地域ぐるみの共同活動による資源保全管理対策の活用 ○耕作放棄地再生利用の推進
	計画策定 人工林 里山林 多様な森林の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> ○森林資源保全活用の計画策定の推進 ○森林経営計画（仮称）に基づく人工林の適正な管理 ○地域資源保全活用プラン（仮称）に基づく里山林整備
農山漁村地域	防災 農林水産施設及び農山漁村地域の 減災対策、災害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○既存施設の維持管理体制の強化 ○農地・水・環境保全向上対策の活用 ○老朽化し危険度の高いため池の補修・改修の実施 ○保全が必要な農地・漁港海岸の整備 ○農林地すべり防止対策の推進と、防止施設の適切な管理 ○山地災害危険地区の防災対策
	生活環境 生活雑排水の適正な処理による 水質保全対策と営農飲雑用水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ○広域県汚水適正処理構想に基づく整備 ○施設の適切な維持管理と適宜適切な補修・改修・更新

（出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」 6 頁、7 頁）

エ．販売戦略

産地（生産者）が、消費者や実需者のニーズを的確に把握し、それに応える農林水産物の供給体制を構築していくために、産地（生産者）の販売強化に向けて、産地（生産者）の意識改革と需要に対応した生産体制の構築を図るとともに、バリューチェーンにおける生産から販売までの連携など、産地（生産者）と流通業者や実需者等との連携を強化して、生産から販売までが一体となった「農林水産物の販売力強化」の取組を推進する。

オ．食の安全・安心

安全・安心を提供する生産体制の強化、消費者と生産者を結ぶ安全・安心対策の推進及び消費者の理解促進等、農林水産物の生産から消費に至る安全・安心対策を推進し、県民の安全で安心できる食生活の実現を図る。

県産農産物を意識して購入している人の割合を平成 32 年度までに 70% 以上にすることを具体的な数値目標として掲げている。

カ．農林地の公益的機能

耕作放棄地の発生を防止し、農地や農業用施設を社会資本として維持・活用を図るため、地域の協定等に基づく共同活動を資本として、野生鳥獣による被害の防止、中山間地域等における農業生産条件の不利の補正並びに農地及び農業用施設の適切な維持・管理を行うとともに、担い手育成施策と連携しながら、農業生産体制の整備を図る。

キ．農山漁村地域の暮らしの安全・安心

防災面で、老朽ため池の整備、地すべり防止対策、海岸保全施設の整備や、治山施設の整備などに取組み、農林水産業を支える地域の安全・安心の確保を目指す。

生活環境面で、農業・漁礁集落排水施設及び営農飲雑用水施設の整備と併せて、既存施設の適切な管理と、適宜適切な補修・改修・更新を支援し、農林水産業を支える地域の生活環境の改善を目指す。

第3 全般的事項に関する意見

1. 農林水産局全体に関する意見 [本文 38 頁～]

農林水産局の各事業を監査した結果、全体を通して、あるいは各事業に共通する事項として、以下の内容があげられる。

(1) 補助金、委託料の確認作業について

広島県においては、過去に発生した虚偽の報告書により補助金を受給する詐欺行為の発生を受けて、このような事態を未然に防止するために、平成 25 年 10 月 24 日付で総務局長から各局長宛に「補助金の適正な執行について（通知）」が公表され、職務の執行に際しての注意喚起を呼びかけるとともに、各局の補助金の特性に応じた審査等マニュアル（チェックリスト）を平成 25 年度の完了検査、平成 26 年度の補助金執行に活用できるように作成する指示が出されおり、農林水産局においてもチェックリストが整備されている。

委託契約事務においても、同様にチェックシートが作成され平成 25 年 11 月 1 日以降に執行伺いを起案する委託契約から活用するように、農林水産総務課から農林水産局内に通知が行われている。

しかし、平成 26 年度の補助金、委託契約の執行状況について監査した過程で、チェックリストを使用していない事業が散見された。

結果的に大きな誤りは発見されなかったが、誤り、事故を未然に防ぎ作業の品質を一定水準以上に維持する上で効果的な手段であることから、積極的に活用されるように、事業ごとに実態に応じたチェック項目に改善、更新を継続させていくべきであると考えられる。

(2) 補助金交付金の交付先

農林水産局関連の事業で取り扱う補助金交付金は多数あるが、最終的に金員が誰にわたるのか十分に情報収集できる体制を構築するべきである。農林水産局の予算の多くは土木建築業者に支払われているものであり、予算のうち、どれだけが農林水産業者の所得に関連しうるものであるかは、新規就農者の確保、耕作放棄地の抑制に大きく相互関連するものと考えられる。現状では、県ないし市町において集落に交付された資金はどれだけになるかについて把握しているが、その後、共同取組として土木建築業者に支払われたのか、農業者に配分されているのか十分に情報入手されていない交付金が見受けられる。

また、公共工事以外の事業においても、施設整備費として土木建築業者に支払われているものがいくつか見受けられる。

インフラ整備も事業として重要であるが、設備投資とその効果を正確に測定していくための下地作りを進めていくべきである。加えて、一戸の農業者が生計を立てていくために最終支払先に対して、どれだけの配分がされているのか正確に把握していくモニタリング体制が必要と考える。

2. チャレンジプラン及びアクションプログラムに関する課題及び意見

(1) チャレンジプランで掲げられた数値目標と実績比較 [本文 39 頁～]

ア. 数値目標と実績比較

① 農業編

項目		①H26 (実績)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
農業産出額		1,086 億円	1,200 億円	90.5%
	うち、担い手	不明	1,000 億円	
	担い手の占める割合	不明	83.3%	
集落法人数		50 法人	345 法人	14.5%
	ビジネス拡大型	3	50	6.0%
	経営発展型	5	125	4.0%
	地域貢献型 (経営発展移行型)	42	170	24.7%
農業参入企業	75 法人	170 法人	44.1%	
認定農業者数				
	一般法人	148 法人	190 法人	77.9%
	個別経営	1,010 経営体	1,200 経営体	84.2%
新規就農者数	160 人	200 人	80.0%	
野菜産出額		193 億円	300 億円	64.3%
	うち、担い手の産出額	不明	260 億円	
果樹産出額		138 億円	160 億円	86.3%
	うち、担い手の産出額	不明	100 億円	
花き産出額		32 億円	34 億円	94.1%
	うち、担い手の産出額	不明	31 億円	
キャベツ	栽培面積	133 ha	405 ha	32.8%
	販売量	2,943 t	22,400 t	13.1%
	販売額	1.8 億円	16.0 億円	11.3%
	単位当たり販売額	14 万円/10a	40 万円/10a	35.0%
アスパラガス	栽培面積	81 ha	106 ha	76.7%
	販売量	449 t	1,013 t	44.3%
	販売額	4.5 億円	10.0 億円	45.0%
	単位当たり販売額	55 万円/10a	94 万円/10a	58.5%
レモン	栽培面積	200 ha	300 ha	66.7%
	販売量	6,260 t	10,000 t	62.6%
	販売額	18.0 億円	21.9 億円	82.2%

② 林業編

項目		①H26 (実績)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
県産材 (スギ・ヒノキ) 素材生産量		25 万 m ³ /年	40 万 m ³ /年	62.5%
森林施業プランナーの人数		54 人・累計	63 人・累計	85.7%
県産材の製品出荷量		6.6 万 m ³ /年	22 万 m ³ /年	30.0%
公共建築物等への木材利用拡大		3 千 m ³ /年	20 千 m ³ /年	15.0%
県内での県産材製品販売量シェア		15%	46%	32.6%

③ 水産業編

項目	①H26 (実績)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
漁業経営体数	2,538 経営体	2,302 経営体	110.3%
うち、担い手数	475 経営体	627 経営体	75.8%
担い手グループ数	21 グループ	33 グループ	63.6%
漁業生産額	234 億円	290 億円	80.7%
うち、中小海面漁業生産額	72 億円	75 億円	96.0%
うち、養殖業生産額	162 億円	180 億円	90.0%
新規就業者数	29 人/年	65 人/年	44.6%
海面漁業生産量 (カタクチイワシを除く)	5,104 t	8,521 t	59.9%
うち、栽培放流対象魚種の生産	1,539 t	1,681 t	91.6%
かき養殖生産額	163 億円	170 億円	95.9%
藻場・干潟の造成改良面積	12.4 ha	17.0 ha	72.9%
ブランド化・加工販売など戦略的販売の取組件数	3 件	6 件	50.0%

④ 農林地の公益的機能の維持発揮の取組における数値目標

項目	①H26 (実績)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
中山間地域等直接支払制度の取組面積	21,817 ha	24,000 ha	90.9%
ストックマネジメント計画の策定 (農振農用地を有する20市町の台帳整理・計画策定)	6 市町	20 市町	30.0%
多面的機能支払制度の取組面積	16,405 ha	20,000 ha	82.0%
耕作放棄地復旧面積	485.7 ha	700 ha	69.4%

⑤ 農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保のための取組における数値目標

項目	①H26 (実績)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
土地改良施設定期診断箇所数	80 箇所/年	80 箇所/年	100.0%
多面的機能支払制度の取組面積	16,405 ha	20,000 ha	82.0%
老朽ため池の改修箇所数	1,228 箇所	1,790 箇所	68.6%
農地海岸保全施設の整備延長	56 km	58 km	96.6%
漁港海岸保全施設の整備延長	60 km	65 km	92.3%

イ. 数値目標に対する進捗率について

(意見)

農業編における、集落法人数、キャベツの栽培面積、販売量、販売額、アスパラガスの販売量、販売額、林業編における県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量、県内での県産材製品販売量シェアなど、進捗率が低い項目も散見される状況であり、実現可能性、進捗管理について十分な検討が必要であると考える。

ウ. (農業) 経営力の高い担い手に関する販売金額基準の一貫性について

チャレンジプランにおいては、担い手を、集落法人、農業参入企業、認定農業者(一般法人、個別)と位置付け、1人当たり所得500万円以上の者で構成する経営体を「経営力の高い担い手」としていたが、その後のアクションプログラムにおいては、「経営力の高い担い手」を農産物の販売金額規模が4,000万円以上の組織経営体、1,000万円以上の個別経営体として取扱っている。

(意見)

数値目標に関してチャレンジプランとの整合性を見たとき、どのような理由で尺度が変更されたのか、アクションプログラムにおいては十分に説明がされておらず、大変わかりにくいものとなっている。

新たな尺度を設けた、ないし定義を変更した(新たな視点を追加した)のであれば、その旨及び意図するところを明確に示して混同のなきようにするなど、テクニカルタームの用い方には読み手の立場に立って、細心の注意を図るべきである。

エ.(林業) 県産材製材品販売量のシェアの達成状況について

(意見)

平成26年度の実績値は15%で、目標に大きく及ばない状況である。この点、アクションプログラムの内容と担当者から聴取したところによると、広島県は、林業事業体と製材工場等との間で「木材の安定取引に関する協定書」を締結させ、この協定に基づく取引量について、製材工場等への安定供給を増やすことにより、県産材の生産、流通、加工、販売、消費を一体的に強化していくことを目指すという事であった。「取引量」に密接に関連するはずの素材生産量が目標に届いていない現状を踏まえると、「取引量」を増やすことで数値目標に達成することができるという関係が成り立つのかという点は吟味しなければならない。そもそも、アクションプログラムは、製品シェアが低迷していることを課題として策定されているのであるから、「取引量」を増やすことに比例してシェアを確保できるという、「取引量」とシェアとの相関関係については、今後も十分なモニタリングを実施することにより、数値目標達成のための進行管理を行っていくべきである。

オ.(水産業) ブランド化・加工販売などの戦略的販売の取組件数について

(意見)

広島かきの生産量は日本一であり、現在でも広島県産のかきは全国的にみても相当程度ブランド力は持っている。アクションプログラムによると、家庭での消費量の減少、量販店での取扱量が減少傾向にある中、オイスターバーや高級外食産業などの品質の高いかきを関東圏に安定供給することでブランド力の向上を図るとある。特に本県のみで生産されている3倍体かきは、高品質で夏場にも出荷できる特徴があり需要が伸びているとのことである。地元に住んでいる者として感じることであるが、まだ多くの人が、かきは冬の食材であるとの思いこみがあると思われる。また広島県を訪れる観光客で、広島へ来たので本場のかきを食べよう思っている人の数は、広島で多くの人が連想すると思われる、お好み焼き、つけ麺などに比して非常に少ないと思われる。関東圏への安定供給と並行して、生がきを食べる習慣のある欧米からの観光客が多い広島県内においても複数のオイスターバー等の出店を促す施策がとられるべきと考える。更に夏に強い3倍体かきの認知を広め、一年を通した需要喚起が必要と考える。

(2) アクションプログラムについて [本文 48 頁～]

平成26年11月においてチャレンジプランの目標をより着実に実現していくために、具体的な取組みを進めるアクションプログラムを策定している。基本的な考え方の1つとして、年度別の達成すべき状態(数値目標)を設定し、それに応じた具体的な取組内容を記載した3年間のロードマップ(工程表)を作成し、PDCAサイクルにより検証するとともに改善をしていくものとしている。

しかし、実際のアクションプログラムの記載では、チャレンジプラン策定からアクションプログラム策定までの期間の達成度について言及した部分がなく、チャレンジプラン策定当時の計画値とアクションプログラム策定当時の実績値の数値比較ができるものが十分に示されていない。

(意見)

PDCAのCheckとなる状況・分析を明確に示したうえで、Actionとなるアクションプログラムとわかりやすく結びつけて説明していくことをもって、推進体制の当事者との連携を図れるような工夫が必要である。

(3) チャレンジプランの達成状況の開示 [本文 48 頁～]

チャレンジプランに対する事業年度ごとの目標値に対する実績及び達成度は、広島県内部において「ワーク」という区分ごとに取りまとめられて、「主要施策の経過に関する説明書(ひろしま未来チャレンジビジョン実施状況報告書)」として、議会に提出される。議会に報告されたのちに同書は県庁図書館に備置されて、公衆の縦覧に供されるものとなる。

(意見)

チャレンジプランをより有効に機能させていくためには、目標数値を示しているチャレンジプランを掲載している広島県のホームページに、併記するなどわかりやすいかたちで実績値及び達成率を各年度においてタイムリーに開示して、県民一人ひとりの農林水産業が抱える喫緊の課題に関する議論を活性化していくべきである。

第4 各事業に関する指摘及び意見

1. 監査の対象とした事業一覧 [本文 50 頁～]

平成 26 年度に実施された事業のうち、当初予算額が 10,000 千円以上の事業を監査の対象とし、手続を実施した。選定した事業は以下のとおりである。

また、公共工事に関する事業については、平成 26 年度までに完成した工事を選定対象とし、手続を実施した。

事業名称	当初予算額(千円)
1. 生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立	
新規就農者育成交付金事業	297,474
農地集積加速化支援事業	295,250
農地中間管理事業	277,995
重点品目産地拡大推進事業	203,463
6次産業化総合支援事業	168,679
経営所得安定対策推進事業	154,891
農業委員会等対策費	141,169
担い手経営発展チャレンジ事業	133,370
広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成事業	45,229
農業制度資金利子補給等事業	39,085
生産調整推進対策費	34,993
総合調整費	33,031
農業技術指導活動・研修費	31,739
農業技術指導所運営費	30,499
協同組合等検査指導費	18,662
農業ビジネス経営力向上事業	16,802
ひろしまフードフェスティバル開催事業	10,000
2. 県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立	
木材産業等高度化推進資金事業	540,381
ひろしま林業ビジネスモデル実践プロジェクト	19,314
林業技術改善普及費	5,944
3. 生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立	
栽培漁業センター運営費(管理委託)	94,602
広島かき生産出荷体制強化事業	29,800
取締船法定検査整備事業	27,498
漁業金融対策費	25,423
漁業調整委員会費(海区・内水面)	22,150
漁業経営安定対策事業	18,442
漁業取締費	14,150
給与費事業	10,396
4. 県民の安全で安心できる食生活の実現	
鳥インフルエンザ対策施設整備事業	395,462
家畜伝染病予防事業	59,371
家畜保健衛生所管理運営費	31,770
家畜人工授精事業	21,531
食の安全・安心確保対策事業	13,959
5. 持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全	
中山間地域等直接支払事業	2,245,156
農業・農村多面的機能支払事業	365,912

事業名称	当初予算額(千円)
農地整備事業費負担金(単県)	303,184
農村整備事業受託工事費	161,372
集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業	159,937
農業・農村多面的機能支払事業	33,996
三川ダム管理費	19,276
6. 多様な森林の整備と保全	
ひろしまの森づくり事業	1,666,660
森林整備加速化・林業再生基金事業	575,228
幹線林道整備事業費負担金	464,944
県営林事業費特別会計繰出金	266,777
緑化センター管理費	59,506
(一財)広島県農林振興センター関連対策事業	46,458
保安林整備管理費	33,753
森林整備地域活動支援事業	27,595
地域森林計画編成費	11,594
7. 農業技術大学校	
給与費事業	145,837
農業技術大学校教育費	41,849
農業技術大学校管理運営費	38,220
現業業務見直し対策事業(農業技術大学校)	37,574
農業技術大学校施設整備費	15,366
8. 公共工事	
山地治山事業費	1,828,470
現年発生災害農業施設復旧費	1,739,500
広域営農団地農道整備事業費	799,707
森林居住環境整備事業費 林道 県営	728,300
県営ため池等整備事業費	699,090
育成林整備事業費 造林	548,147
基幹農道整備事業費	495,306
県営ほ場整備事業費	464,431
基盤整備促進事業費	421,343
県営かんがい排水事業費	420,000
現年発生災害林道復旧費	390,000
幹線林道整備事業 県営	350,000
ため池緊急整備事業	344,917
過年発生災害農業施設復旧費	279,303
海岸保全施設整備事業	262,500
県営基幹水利施設補修事業費	261,450
水源地域等保安林整備事業	144,280
小規模崩壊地復旧事業費	133,229
畑地帯総合整備事業費	127,338
育成林整備事業費 林道 団体営	118,512
育成林整備事業費 林道 県営	100,000
機能回復整備事業費 造林	90,426
団体営ため池等整備事業費	81,594
地すべり対策事業費	73,500
農業農村事業事前調査費(補助・県営)	70,350
漁業経営構造改善事業(団体営)	67,125
海岸保全施設維持補修費	66,153

事業名称	当初予算額(千円)
団体営農村振興総合整備事業費	62,086
漁場環境保全創造事業(公共, 団体営)	54,169
漁業経営構造改善事業(県営)	50,500
農業集落排水事業費	50,480
林道整備事業費	47,986
治山施設機能強化事業費	47,428
畜産環境総合整備事業 団体営	45,770
かんがい排水事業費	39,456
老朽ため池補強事業費	37,880
農道整備事業費	36,684
農業農村事業事前調査費(単県)	30,000
過年発生災害林道復旧費	30,000
その他	22,559
離島振興対策治山事業費	22,050
ほ場整備事業費	18,444
漁場環境保全創造事業(公共, 県営)	10,500
農林整備総合維持修繕費	10,000
公共施設災害復旧費	10,000

また、農林水産局で管理している貸付金全件について監査の対象とし、手続を実施した。

制度	平成26年度末残高 (千円)
木材産業等高度化推進資金貸付金	360,000
就農支援資金貸付金	33,179
農業共済基金出資金貸付金	13,494
沿岸漁業改善資金	4,040
農業改良資金	8,733

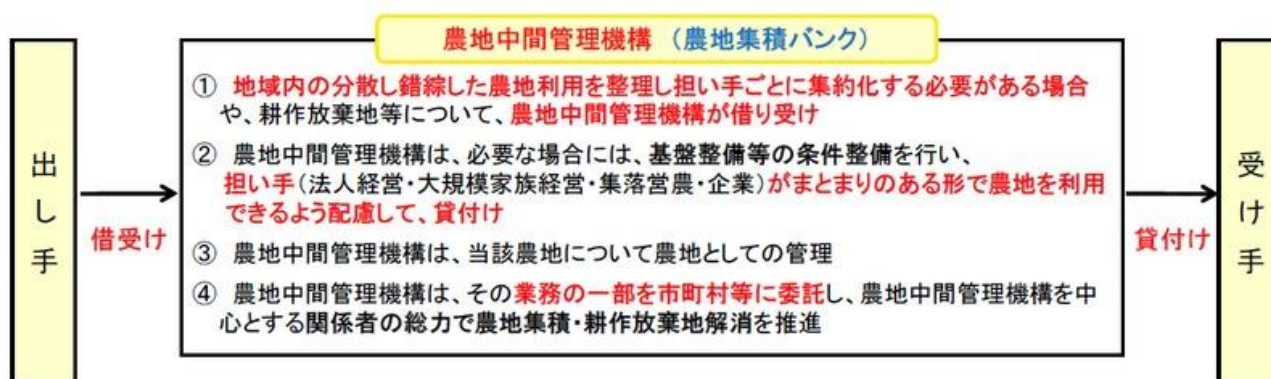
2. 生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立に関する事業

(1) 農地中間管理事業 [本文 53 頁～]

ア. 背景及び課題

農地集積及び集約化等を加速化させ、農業経営の規模拡大や農業への新規参入を促進させ、生産性の高い担い手を育成するため、平成 26 年度より始まった、農地中間管理機構を利用する農地の貸し借りの新しい仕組みを農地中間管理事業という。

農地中間管理機構は、農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人で、都道府県知事が指定することで都道府県に 1 つ設置されるが、広島県では「一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団」を指定し設置された。



(出典：農林水産省 HP「農地中間管理機構の概要」)

イ. 平成 26 年度事業実績の評価

初年度であった平成 26 年度は、年度途中から事業を開始したこともあり、機構では広島県との協議によって初年度の事業計画を 600ha と定めたが、マッチング実績は 380.3ha にとどまった。

(意見)

広島県の担い手への集積面積は平成 26 年 3 月末に 47 都道府県の 41 位だったものが、平成 27 年 3 月末では 43 位に下落している。もちろん各県ごとに事情も異なり、単純に比較することはできないものと思われるが、もともとの集積度が低い県の中でも、平成 26 年度は出遅れた感が否めない。事業開始初年度ということで小さめの集積面積目標としながら、実績がそれを大幅に下回ってしまったことについては、今後のさらなる努力と対応が必要であると考えます。

ウ. 平成 26 年度事業活動の問題点について

平成 26 年度末で借受希望面積の累計が 2,076ha であるのに対し、貸付希望面積の累計は 519ha でそのうち 407ha については、マッチングされた 380.3ha も含めてすでに転貸先が決まっている(農地中間管理権取得済)ため、貸付希望面積の残余は 112ha に過ぎず、圧倒的な供給不足の状態にある。

平成 26 年度の事業の運営を評価するにあたって、以下のような問題点があったと考える。

① 地域駐在コーディネータの不足

機構では、地域の人・農地・農業に精通し、農地集積に対し意欲を持って調整、取りまとめ能力を有する者を地域駐在コーディネータとして各地域に設置しているが、コーディネータ配置の重要性を認識していたにもかかわらず

ず、事業開始の時期が7月と遅かったのと、市町での人選が難航し推薦が得られなかったことから、初年度は4地域に4人を配置するにとどまった。

(意見)

事業開始初年度でもあり、人材を揃えることが困難だったことは理解するが、結果としてコーディネータが不足し、農地の貸し手の掘り起こしが十分に進まなかったことは問題だと思われる。

②市町との連携について

平成26年度の機構と市町との連携については、事業活動の中長期的な視点に立った上で、事業に対して理解を得た上で委任を行うとしており、業務委託ではなく協力依頼にとどまっている。

(意見)

市町及び関係団体は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位であるため、密接な連携による事業目的の効果的な推進が必要であると考えられる。平成26年度の市町等との連携関係については、事業に対して理解を得た上での委任を目指して、単なる協力依頼としているが、事業の速やかな推進のためには、責任の所在を明確にした業務委託による連携関係が妥当と考える。

③振興財団が中間管理権を取得した農用地の借地料について

「振興財団が中間管理権を取得した農用地等の借地料は、農用地等の貸し手に対する賃貸借契約が締結されるまでの間は無料とする。なお、中途解約により返還された場合も同様とする。」と規定されており、借受農地の滞留による機構の借地料負担のリスクを回避する仕組みとなっている。

(意見)

農地中間管理事業は開始初年度であり、事業の見通しが不明確な状況で、借受農地の滞留による借地料負担のリスクを回避する仕組みを導入したことには一定の合理性が認められる。しかし、平成26年度の事業実績において、マッチング実績は当初の目標を大幅に下回り、特に大幅な貸し手の不足が発生している現状において、貸し手との賃貸借契約の締結にかかわらず一定期間を区切って賃借料を支払うことによって、貸し手の積極的な掘り起こしを行うことも再考されたい。

④事業の周知・広報について

農林水産省より公表された「農地中間管理機構を軌道に乗るための方策について」において、農地の所有者が農地の貸付けに踏み切れない理由として、農地の貸し手への周知が十分でないことが挙げられており、広島県の農地中間管理機構においても周知のための諸活動が行われている。

(意見)

平成26年度の体制において、会議等の開催及び職員の派遣、地域駐在コーディネータによる啓発活動、市町等の広報誌への事業内容の掲載など、周知・広報に係る活動実績をあげているものの、特に農地の貸し手となるべき零細農業者、高齢者等の事業の内容の理解は、まだまだ十分でないと考えられる。

⑤機構の役員について

農林水産省より公表された「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」において、農地中間管理機構の役職員の体制について、「機構の

役員は、県庁 OB や農業協同組合関係者が多数を占めている実態にあり、旧農地保有合理化法人と比べて意識改革が不十分」としているが、広島県農地中間管理機構の役員も、指定先である一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団の役員がそのまま就任している。

【指摘】

役員の大過半数に「実践的な経営の能力」を求めた法の定めや、「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」における問題提起を考えると、早急に企業経営者、あるいは農業法人経営者といった「実践的な経営の能力」を有する人材を役員に登用し、民間ノウハウの活用により積極的に地域農業の将来をデザインしていくことが必要と考える。

エ. 事業報告の開示について

【指摘】

広島県農地中間管理機構のホームページに開示されている「平成 26 年度 広島県農地中間管理事業の事業報告書」は広島県に提出されたものと同じものであるが、「5 経費等の状況（平成 26 年度事業分）」の表中の数字がすべて 0 となっており、適切なものではなかった。事業報告書の記載内容は事業の評価に必要なものであり、県での適切なチェックが望まれる。

(2) 農地集積加速化支援事業 [本文 63 頁～]

ア. 概要

集落での話し合いに基づき、地域の核となる経営力の高い担い手を定め、その担い手への農地集積を促進する。集落単位の中心的経営体を位置づけ、その者への農地集積計画を定めた「人・農地プラン」に基づき、農地集積に協力する農地提供者に対し機構集積協力金を交付する。

また、農業経営の法人化等に対する支援や、市町への「人・農地プラン」作成支援を実施する。

イ. 機構集積協力金について

機構集積協力金の交付は「農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱」に基づいて行われるが、支給対象者への協力金の支払いは年度途中では行われず、各市町での年度の交付申請期限を待って、3 月末日までに支払われる。

(意見)

農地の貸し手の掘り起こしは農地集積に係る事業の根幹をなしているにもかかわらず、その協力者に対して速やかな協力金の交付が行われていない。特に初年度は交付対象者からの早期交付の要望はなかったようであるが、要望があった場合には、速やかに協力金が交付できるよう、柔軟な対応が望まれる。

ウ. 「人・農地プラン」作成について

集落単位の中心的経営体を位置づけ、その者への農地集積計画を定めた「人・農地プラン」の作成は担い手への農地集積を目的とする諸事業の前提となり、特に農地中間管理機構が十分機能するためには、「人・農地プラン」が大切とされている。

しかし、平成 26 年 1 月に農林水産省から公表された「人・農地プランの今後の進め方について」においても、「人・農地プラン」の 1 年程度の期間での定期的な見直しが求められているにもかかわらず、平成 26 年度中に見直しを行った

地域は 28 地域にとどまり、平成 26 年 3 月末までに作成済みだった地域の 15% (28/190) と、全国でも最下位の数字にとどまっている。

ただし、見直し地域数に関しては、継続的な見直しのための話し合い等を行った結果として、見直し不要としたものは含まれていないと考えられ、データ上の数値は低いですが、一概に見直しが行われていないとはいえない。

(意見)

農地中間管理機構が十分に機能するには「人・農地プラン」が大切との認識を持ち、すでに作成された地域についても「人・農地プラン」の継続的な話し合いと見直しが必要と考える。

(3) 新規就農者育成交付金事業 [本文 65 頁～]

ア. 事業の概要

農業技術大学校または先進農業法人等において研修を受ける就農希望者及び地域の中心となる経営体として位置付けられた新規就農者に給付金を給付することで、研修期間中及び就農直後の所得を確保し、就農意欲の喚起と新規就農者の定着を図る事業である。

イ. 事業の有効性について

準備型の給付金について、過去に 1 年内の就農ができないとして返還された例は 1 件のみであり、当該事業の給付金が「本気で」就農しようとしている者を対象としていることがうかがえる。

(意見)

基幹的農業従事者の高齢化はチャレンジプランでも課題として取り上げられており、アクションプログラムにおいても「新規就農者の確保・育成」を重点的な取組みとしているが、新規就農者育成交付金事業に係る給付実績は他県と比較して決して多いとはいえない。より一層の制度の周知と、その前段階としての新規就農希望者の確保が必要と考える。

カ. 新規就農希望者への情報提供の体制

(意見)

新規就農者（希望者含む）に向けて、よりわかりやすく丁寧な姿勢での情報提供がなされるべきであるが、十分といえるものになっていない。

また、広島県では就農への入り口として就農相談窓口を設けているが、まず相談者に対して就農相談受付票に栽培品目を記載させるものとして明確な目的意識を持っていることなどといった類のハードルを設けていて、ここを訪問して情報を入手するという機能は十分に果たされているか疑問である。

明確な意識を持てるだけの一貫した情報提供を広島県側から行い、必要十分な情報提供体制を構築するべきである。

(4) 担い手経営発展チャレンジ事業 [本文 69 頁～]

ア. 事業の概要

産業として自立できる農林水産業の確立に向けて、地域営農の核となる経営力の高い担い手を育成することを目的として、経営発展を目指す集落法人、農業参入企業、認定農業者を対象に経費、機械・施設購入の補助、専門家の派遣等の支援を行う事業である。

イ．実施主体の財務状況について

実施主体から提出された計画達成状況についての報告及び決算報告書を通査したところ、売上総損益段階で損失を計上している先も数件存在している状況が見受けられた。

(意見)

計画進捗については相当の注意を以って監視をする必要があると考える。当該事業は平成 26 年度から開始された事業であり、現時点においては、断定的な判断をする段階ではないが、継続的に損失が計上される状況にあっては経営の継続を断念する事態も十分に考えられる。当該事業に係る補助金については事業計画が未達でも返還を要求するのではなく、経営改善に向けての指導を継続的に行う方針であるならば、少しでも早く安定的な利益が計上できる体制になるように今の段階から積極的に関与するべきであると考えます。

(5) 重点品目産地拡大推進事業 [本文 71 頁～]

ア．事業の概要

実需者のニーズ（4 定：定時、定量、定品質、定価格）に対応できる重点品目の供給体制の構築に向けて、担い手の育成と産地の拡大を促進すること、またキャベツの規模拡大を阻害するリスク軽減を図るとともに夏作の出荷拡大を促進し、契約取引量及び取引期間を拡大することを目的とした事業である。

イ．アスパラガス増収モデル事業の当初予算額と執行額の乖離

アスパラガス増収モデル事業は、当初予算額 10,175 千円に対して執行額は 2,489 千円で大きく乖離が生じている。これは、予算策定時においては簡易ハウスの建設需要が 6 件程度確認できたことから予算を策定したが、同様の補助事業を市町、農業協同組合も開始したため、当該補助事業の申請が 1 件にとどまったことによるものである。

(意見)

より市町等との情報共有を図り、効果的な予算配分を行う必要があると考える。

(6) 6 次産業化総合支援事業 [本文 73 頁～]

ア．事業の概要

農林漁業の 6 次産業化とは、「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す」取組をいう。

広島県では、6 次産業化の考えに基づいて、県産農林水産物の登録制度創設や首都圏等での販路開拓を推進するとともに、2 次・3 次事業者との連携による農林水産物のブランド化・高付加価値化を促進し、販売力の強化を通じた担い手の所得向上を図っている。

イ．広島県産応援登録制度のホームページについて

広島県産応援登録制度に基づいて、登録情報を発信するためのホームページが作成され、量販店やコンビニなどの実需者や全国の消費者に登録商品の紹介を行っているが、有効に活用されていないと考える。

(意見)

ホームページ開設初年度で、閲覧数はこれから伸びていくものと考えられるが、新規の閲覧者を取り込む意識が低いように思われる。積極的に広島県産応援登録制度ホームページに閲覧者を呼び込む必要がある。

これらホームページの有効活用と情報の発信機能の促進について、現状を評価し、改善を行うための体制整備が必要と考える。

ウ. 委託契約の提案書と業務実績の不一致について

「広島県産応援登録制度情報発信システム構築・運用保守業務」の委託契約において、提案書の「コンテンツについて」では、更新頻度は月1～2件を予定とされているが、対象の一部である「食が紡ぐストーリー」は第1回のみ掲載で、定期的な更新が行われていない。

【指摘】

受託者は提案書のと通りの更新の義務を負うものとする。また、広島県もコンテンツの更新を確認し、滞っていれば指導する必要がある。

エ. 6次産業化支援事業の進捗について

広島県内では、広島県からの委託を受けて、一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団が「広島6次産業化サポートセンター」として、6次産業化に取り組む農林漁業者等を対象に、幅広い分野の専門家を派遣するなど、様々な支援活動を行っている。広島県では、平成26年度末の総合化計画認定の成果目標を35計画としていたが、実績は、平成25年度に4計画、平成26年度に3計画を加えた28計画と目標を下回った。また、ネットワーク型6次産業化推進・整備事業に係る交付金の対象も、推進事業の2案件にとどまった。

(意見)

現在、県の6次産業化の働きかけは、農林漁業者を中心に行われており、総合化計画も農林漁業者を主体としたものが多数であるが、「作ったものを売る」から「売れるものを作る」考え方からすると、第二次産業、第三次産業への働きかけを強め、需要サイドからの提案を実現可能な計画に落とし込んで農林漁業者をマッチングしていくアプローチがもっとあってもいいのではないかと考える。

(7) ひろしまフードフェスティバル開催事業 [本文 77 頁～]

ア. 事業の概要

ひろしまフードフェスティバルは「地産地消」をメインテーマに、生産者と消費者、都市と農村の幅広い人々の交流を図るとともに、地域特産物や農山漁村の魅力を情報発信することによって、新しい食文化の創造及び県内産業の活性化を図るイベントである。広島県でも、これらのテーマに賛同し、関係団体との連携によるイベントの開催を支援するため、イベント開催に要する経費として、補助金の支給を行っている。

イ. 組織運営

広島県は広島商工会議所、広島市、広島県農業協同組合中央会、(株)中国放送と並んで5つの幹事団体のうちの1つで、38の会員団体等から組織され、事業の基本的な事項の議決を行う「ひろしまフードフェスティバル実行委員会」の副会長を務め、また5つの幹事団体及び会長が指名する会員により組織され、事業の運営についての会務を執行する「ひろしまフードフェスティバル運営委

員会」の会員を務める。

(意見)

広島県最大の食の祭典としては完全に認知されているが、未だに収入の半分以上を5つの幹事団体が負担しており、広島県の負担割合は13%となっている。幹事団体の負担割合は徐々に減少しているが、今後も出展料や広告収入などの自主財源の確保や、支出の見直しなどにより、過度に幹事団体に頼らない運営体制を確立するよう、進めるべきである。

また、広島県の予算を継続的に投じていくのであれば、広島産の農林水産物の販売に直接的及び間接的どれだけ貢献しているのか示す指標を策定していくなどの展開が望まれる。

(8) 農業制度資金利子補給等事業 [本文 79 頁～]

ア. 事業の概要

広島県では、産業として自立できる農業の確立を図るために、集落法人及び農業参入企業等の担い手の資金調達に係る負担を軽減し、早期の経営安定化及び規模拡大等を支援する目的で独自に利子補給を行っている。

イ. 融資先の継続的なモニタリング・指導について

目的通りに使用したかについては、融資翌年の状況調査において融資対象物を写真あるいは実地確認によって確かめているが、その後の金融機関からの報告は、個別の融資に関する残高や償還額、補給すべき利子の額などに限られている。農業協同組合や市町で適切な営農指導が行われているとのことであるが、それに関して広島県では定期的な報告を受けておらず、融資5年目、10年目に農業協同組合による融資状況調査の報告で、経営状況や融資対象物の利用状況の報告を受けているにとどまっている。

(意見)

広島県では納税者の負担に基づき利子補給事業を行っており、融資対象物の確認を行った後も、目的に沿った適切な経営が行われているかどうか、継続的にモニタリング・指導する必要があると考えられる。

ウ. 農業経営負担軽減支援資金の延滞先管理について

農業経営負担軽減支援資金の融資先で延滞が発生している先に対して、5カ年計画を入手しているが、毎年入手が予定されている経営状況の資料は販売実績の記載が主で、費用を含めた収支、更には家計や兼業状況も含めた返済能力の検討が行われておらず、5カ年計画の評価ができるような報告となっておらず、評価もされていない。また、平成25年度、平成26年度の2年間にわたって、毎年1回予定されていた、債務者本人を交えた営農検討会が行われておらず、経営状況の資料等の入手もされていなかった。

【指摘】

利子補給の打ち切りの要否の判断が必要な時期であるにもかかわらず、2年間にわたって必要な情報を入手しておらず、判断を先送りしていた。

利子補給の打ち切り判断を行う責任は広島県にあるため、その判断を可能とするための資料は適時に入手し、速やかな判断を行う必要があると考える。

3. 県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立に関する事業

(1) ひろしま林業ビジネスモデル実践プロジェクト [本文 83 頁～]

ア. 事業の概要

県内の森林資源につき 10 年後の主伐到来期を見据え、効率的な木材生産体制や需要ニーズに応じた安定供給体制の構築、県産材を最大限に活用する環境整備を図ることにより、持続的な林業を確立することを目的としている。

イ. 公共建築物等木材利用推進

① 事業内容

本事業は、「県産材利用拡大推進事業」の 1 つであり、民間事業者が、県産材で内装木質化を行う場合に、その経費の一部に対し補助金を交付することによって、民間事業者が整備する住宅以外の建築物の木造・木質化を促進し、県産材の利用拡大を図ることを目的とする。

本事業による補助金交付の対象となる建築物は、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホーム等の建築物のほか、民間事業者が整備する住宅以外の建築物で木材利用の「PR 効果が高いと見込まれる施設」について、県産材で新たに内装木質化を行うものが対象となる。

② 県産材 PR の実施確認体制

本事業による補助金支給の対象は、民間建築物では、「PR 効果が高いと見込まれる施設」に限定されていることから、補助事業者は、補助金申請や工事完了の際の広島県への提出書類である実施申請書、事業計画書、事業実績書における注意書きで、「施設の利用者数や周知方法、木材利用の PR 効果などについて記載」することが求められている。

しかし、補助事業者から提出された書類を見ると、広島県において、実際に当該周知方法が実施されてか否かは確認されていなかった。そのため、当該周知方法の実施は不明であり、補助金支給の根拠であるはずの「PR 効果」の存否自体が分からないという状況であった。

【指摘】

広島県は、要領に明記するなどして、補助金支給の対象とする工事完了時から、各補助事業者が計画していた周知方法を実施しているかを確認する体制及び方法を整えるべきである。

③ 周知方法の特定

実際に提出された事業計画書や事業実績書を見ると、「県産材の使用は、お店の告知や外部情報にもいろいろ使用し、店舗の話題にもつなげたい。」「店舗での紹介、当社他店舗でも紹介」という曖昧、漠然とした記載が散見され、これでは、県産材を周知する媒体や周知の具体的内容が分からなかった。

【指摘】

各補助事業者が申告する周知方法については、その媒体や内容を書類上具体的に特定させるべきである。

ウ. 「ひろしま木造建築塾」の実施体制

① 事業内容

広島県では、県産材を活用した中大規模建築物の木造・木質化を推進するため、木造設計に精通した建築士を育成することを目的とした「ひろしま木造建築塾」（以下、「建築塾」という）を開講し、広島県が、所定の講座を修

了した受講者に対し、一定の木造設計の能力を持つ者として修了認定を行っている。

②受講料の徴収対象者の範囲

平成 26 年度の建築塾では、修了認定を目標とした受講者からは 1 人につき 50,000 円の受講料が徴収されているところ、建築塾で実施される講座のうち、木材コーディネーター講座については、これら 20 名以外に、事業者間のネットワークを形成する機会を提供するため、生産業者、加工業者、流通業者等の実務者を 15 名参加させており、これらの参加者からは受講料が徴収されていなかった。

【指摘】

本来の受講者以外の参加者についても、講座を受講することにより専門的知識・ノウハウを学ぶことができることから、受益者負担という観点からは、受講料を無料とする根拠は乏しいといえる。仮に、多数の実務者を建築塾に参加させるという政策意図を重視し、受講料を無料にするとしても、委託料の原資が税金である以上、その根拠は明確にしなければならない。

従って、いずれにしても、本来の受講者以外の参加者に関する受講料については、業務委託契約または仕様書で扱いを明記すべきである。

③アンケートの実施状況

仕様書では、講座効果の測定と運営改善等のため、「毎回の講座修了時」に、受講者に対しアンケート調査を実施し、分析を行うこととされている。

この点、受託者からの平成 26 年度の実績報告書を見ると、受託者において、木材コーディネーター講座及び木造木質化設計監理講座の終了時にそれぞれ 1 回ずつアンケート調査が実施されているが、各講義等の開催日毎にはアンケート調査は実施されていなかった。

(意見)

各開催日で別の講師が担当していること、各開催日の間が 1 か月程度離れている日程もあること、途中で離脱した受講者の意見も参照すべきことを考えると、広島県は、受託者に対し、開催日毎のアンケート調査を実施させるべきである。この点、すでに平成 27 年度から開催日毎の実施に改めたということであるので、今後も、このような実施頻度を続けていくべきである。

4. 生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立に関する事業

(1) 栽培漁業センター運営費(管理委託) [本文 88 頁～]

ア. 事業の概要

指定管理者である広島県栽培漁業協会の管理・運営のもと放流種苗の大量生産を行い、県・市町・漁業団体が一体となって栽培漁業を推進することを目的とし、具体的には「広島県栽培漁業センター」施設の管理・運営に必要な管理委託費等の支出がその主な内容である。

(意見)

遊漁者に採捕されにくく、他の魚に捕食されにくく、放流効果が高いなどの理由により、重点放流魚種を選定した上で、種苗の集中放流を計画し、種苗放流事業が今後予定されている。事業実施にあたり投資に対する効果測定を適切に行い、事業成果を数値目標として設定できるように検討し、継続的に見直していくことが望まれる。



(2) 漁業取締費 [本文 89 頁～]

ア. 事業の概要

漁業取締船「しおかぜ」による漁業関係法令の遵守指導及び違反捜査等の活動経費並びに同船の係留棧橋及び船員詰所の維持管理費がその内容であり、漁業監督吏員の活動により漁業関係法令の遵守を指導・監視、司法警察職員の捜査活動により悪質違反者の検挙、撲滅に努めることで水産資源の保護及び県内漁業秩序の維持確立を図る。

(意見)

事業費の節減から運行日数を年間 80 日程度としているため、過去も含めて十分な取締りが行えていたかは疑問である。

今回、同船の取締り活動に同行したが、最低 130 日の日数は確保すべきであり、現状の稼働日数を引き上げ、十分な取締りの姿勢を県内外に知らしめることこそ漁業違反の減少及び、県内漁業者の安全な操業に資するものと思われる。

5. 「県民の安全で安心できる食生活の実現」に関する事業

(1) 食の安全・安心確保対策事業 [本文 93 頁～]

ア. 事業の概要

県民の安全で安心できる食生活の実現のために、農林水産物の生産から消費に至る総合的な食品の安全・安心確保対策を実施し、安全・安心な食品の供給と食品に対する消費者の信頼を確保することを目的として、①安全・安心を提供する生産体制の強化、②消費者と生産者を結ぶ安全・安心対策の推進、③消費者の理解促進を図る上で必要となる環境にやさしい農業の促進、農産物のリスク管理手法の導入支援、食品適正表示等の適正化の推進、検査体制の整備を実施する事業である。

イ. 監視指導担当の人員状況について

食品表示の監視指導を担当する職員は、平成 25 年度までは各農林水産事務所 6 か所に専属で 1 名（西部は 2 名）、兼任で 1 名在籍しており、本庁在籍の 2 名で合わせて 15 名で業務を行っていたが、平成 26 年度からは本庁に集約され 6 名に減少している。

(意見)

1 箇所に集約されたことで、以前よりも組織的に連携して対応できるようになった利点はある一方で、人数が半分以下になり、移動時間も増加しており、調査件数について当初の目標は上回るものの、前年度より減少せざるを得ない状況になっている。更に平成 28 年度からは JAS 法、米トレーサビリティ法、食糧法に加えて、農産物検査法に基づいた監視活動も作業範囲に追加されるため、担当者の負担は増加している。

食品表示に対する県民の関心の高さを考慮すると、効果的な指導・監視体制を維持、確保するための人員の確保に努める必要があると考える。

6. 「持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全」に関する事業

(1) 中山間地域等直接支払事業 [本文 96 頁～]

ア. 事業の概要

中山間地域の持つ農業生産条件の不利性を直接補正することを目的としており、耕作放棄地の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、国土保全機能を高める活動等を行った集落又は認定農業者等に対して、地目、地形に応じて交付金を支給している。

イ. 抽出検査の実施状況について

広島県においては、市町ごとに、全協定の中から 1 割以上又は 50 協定を超える場合には最低 6 協定以上抽出して検査する方針で作業を行っている。

(意見)

検査を実施する集落の選定は、市町ごとに全協定の中から任意で抽出している状況において、検査した結果、気付事項（指導事項）が発見された場合の対応についてまで、規定しておく必要があると考える。気付事項（指導事項）が検査を実施した集落だけの問題なのか、抽出されなかった他の集落にも存在する可能性のある問題なのかを検討して、抽出先を追加するなどの対応を図る必要があると考える。

また、抽出検査の結果を受けて、北部農林水産事務所は三次市、庄原市に対して、結果報告書を交付し、今回の指摘事項についての処理方針を書面で提出するよう指示を行っているが、指摘事項のある他の市町に対しては行われていない状況が見受けられた。各農林事務所ですら、対応が大きく変わることはないように連携、情報の共有を図る必要があると考える。

ウ. 交付金の個人配分について

市町から集落代表者に交付されたのちに、個人への配分割合が低い又はまったく個人への配分が行われていない集落が多数見受けられる。

(意見)

集落ぐるみで農地を維持していくという観点はあるが、最終的に耕作地を維持していくのは農業者個人であり、交付金の使途については、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用に基づき、効果的な配分となるよう、すなわち耕作放棄地の発生を防止するという観点から、農業者のインセンティブが働くように制度の動向を受けて、適正に指導していくことが望まれる。

エ. 中山間地域等直接支払推進交付金における市町別の単価比較

平成 26 年度の市町からの農村整備関係事業報告書（以下、実績報告書）の（別表）に掲げられている推進事務費、確認事務費及び交付事務費を一覧表にして比較して見ると、市町別に 1 件当たりの単価にかなりのばらつきがある。

【指摘】

市町からの実績報告書に添付される別表は、書式に従うと、件数を記載して、単価を算出するものとなっている。しかしながら、ほとんどの市町からの実績報告書の別表には、例えば「9 件」と記載すべき事務量を「一式」として適切な記載を行っていないために結果的に適切な単価が記載されていないものとなっているが、広島県はこの点に関して十分な指導を行っていない。

(2) 農業・農村多面的機能支払事業 [本文 104 頁～]

ア. 事業の概要

農業者等による組織、地域住民を含む組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援する事業である。

イ. 広島県における交付金の実施状況の評価体制

広島県では「多面的機能支払の実施に関する基本方針」を策定して、「本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運用する。」と定めている。しかしながら、同会議において提出された資料を査閲したところ、農業者等の組織する団体（活動組織）における支出実績の報告が見受けられない。

(意見)

広島県では「多面的機能支払の実施に関する基本方針」を策定して第三者委員会で実施状況の評価をしているのであれば、果たして最終的に誰に交付金が行き渡っているか、どういう使われ方をしているのかという実績に関する情報提供を行ない、実施状況の評価していくことが望まれる。また、加えて市町での活動の確認状況についても報告していくことが望まれる。

(3) 集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業 [本文 106 頁～]

ア. 事業の概要

集落ぐるみの「環境改善」、「侵入防止」、「捕獲」の取組による総合的な鳥獣被害防止対策を推進するため、「鳥獣被害対策モデル集落」を設置して、有効性を実証するとともに、鳥獣被害対策を指導する指導者の確保、育成を図り、併せて集落点検に基づく捕獲罠の設置及び被害防止施設の整備を行うことを目的として、①集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策の実施、②指導者等の育成、③推進体制の充実・強化、④鳥獣被害防止対策の実施支援を行う事業である。

イ. 研修実施後のアンケートの実施について

指導者等の育成のための取組みとして、平成 26 年度においては、①鳥獣被害対策アドバイザー養成講座、②鳥獣被害対策集落リーダー養成講座、③射撃等訓練、④捕獲隊リーダー研修、⑤新規捕獲隊員育成研修の研修を実施している。

(意見)

鳥獣被害対策アドバイザー養成講座及び鳥獣被害対策集落リーダー養成講座においては、受講者に対してアンケートを実施しているが、それ以外の講座については、特に実施していなかった。受講者の理解度とニーズを把握して、今後の取組に活用するためにも実施すべきであると考えられる。

(4) 農村整備事業受託工事費 [本文 109 頁～]

イ. 事業概要

農業用水・上水道用水・工業用水を有する多目的ダムである三川ダムにおいて、小水力発電設備建設導入による再生可能エネルギー活用及びダム維持管理費用の軽減を図るため、上水道用水・工業用水分の工事を受託し、施設管理者である広島県が小水力発電所の建設を実施するものとしている。

(意見)

三川ダム小水力発電施設は売電収益をもって、ダム維持管理費用の軽減を図ることを目的に計画されているものである。すなわち、計画していた十分な収益が見込まれない場合は、将来的な諸々のリスクを加味して、事業の実施の可否が問われるものとなるべきである。このような計画の前提となる重要な指標数値の見直しが必要となった場合には、関係者に周知のうえ、事業の継続について適時に再検討されるべきである。

(5) 三川ダム管理費 [本文 112 頁～]

イ. 委託管理費

ダムは農林水産省、福山市、府中市の共有資産となっているが、管理協定書に基づき広島県が管理している。広島県においても取水放流設備点検業務を(株)豊国エンジニアリングに、管理設備点検業務を富士通ネットワークソリューションズ(株)に委託している。

【指摘】

取水放流設備点検業務は平成 26 年度と平成 27 年度の複数年契約を行っているため、長期継続契約に該当する。長期継続契約は契約書及び入札公告において、次年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、広島県は解除することができる旨を記載しなければならないものと定めているが、公告している入札条件に当該記載が漏れている。

管理設備点検業務については平成 26 年度から平成 28 年度までの複数年契約になっているが、同様に入札時に公告している見積条件に上記の記載がなされていない。

委託に係る事務処理については、他部署において取扱っており、当該指摘内容については、関係当局と連携して注意をしていくべきものである。

ウ. 契約変更における協議記録の作成

管理設備点検業務は平成 26 年度において追加的に点検整備が必要になったため、委託変更契約を行い、業務委託料を 6,804,000 円から 7,703,640 円に変更している。

(意見)

変更契約締結に当たっては請負業者と発注者は書面で協議することがガイドラインにおいて求められている。これは変更すべき内容、必要性等を明確にしたうえで、契約変更の合意、組織的な承認がなされるべきというものである。

しかしながら、協議した書面においては図面及び仕様書を「別紙のとおり」とし、協議理由を「点検整備費(修繕など)の追加」としているのみで、内容及び必要性が明確にわかるような記載になっていない。

7. 「多様な森林の整備と保全」に関する事業

(1) 県営林事業費特別会計 [本文 114 頁～]

ア. 事業の概要

広島県では、昭和 40 年から、公社造林事業として、土地所有者と分収林契約を締結し、植林や保育の経費を外部の借入金により賄い、将来の伐採収益により借入金を返済するというスキームで造林政策が推進されており、平成 15 年度からは、財団法人広島県農林振興センター（平成 25 年度から一般財団法人に移行。以下「農林振興センター」という）により上記造林事業の経営・管理が行われていた。しかし、木材価格の続落により累積債務が膨らんだため、農林振興センターは、平成 25 年 6 月 3 日、広島地方裁判所に対し民事再生手続開始の申し立てを行い、同年 10 月 24 日付で認可決定を得た民事再生計画に基づき、広島県に対する債務は整理されるとともに、農林振興センターが所管していた造林事業も全て広島県に移管されることとなった。

実際の管理態様は、広島県と一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という）との間で基本協定が締結され、これに基づき、広島県が同財団に対し、個別の業務委託契約を締結して県営林の管理、経営事業を委託し、その対価として委託料を支払うという内容である。本事業費は、このような委託料と管理経費を特別会計とし、長期間に渡る造林事業に必要な支出を行うものである。

イ. 事業に関する支出内容の確認状況

財団の事業に関する実支出額の確定については、年度末に実績報告書が提出されることとなっており、この書面には、当該実績の裏付けとして、事業実績書、収支精算書、概算払精算書、検査調書の写しが添付されることとなっており、確認方法としては、検査職員において、財団事務所で関係書類を確認した旨の検査調書を作成し、これをもって、支出の確認とする扱いとしている。

しかし、上記検査調書の中身を見ると、各事業費の支出について、「書類及び現地を確認したところ」などと極めて簡略な記載となっており、これでは、どのような書類を具体的に確認したのか不明であり、実支出額の裏付けの確認がどのように行われたか、検査調書からは分からなかった。

【指摘】

広島県が事業費の実支出額を適正に確認したことを明らかにするため、広島県において適正な確認手続が取られているというのであれば、少なくとも、検査調書の記載内容として、担当者が閲覧、確認した関係書類はできる限り個別具体的に特定すべきである。

(2) 緑化センター管理費 [本文 116 頁～]

ア. 事業の概要

昭和 55 年 9 月に開園した「広島県緑化センター」と「広島県立広島緑化植物公園」の複合施設（以下、まとめて「緑化センター」という）は、平成 17 年度から指定管理者制度が導入されて指定管理者への 5 年間の業務委託が行われており、現在、3 期目（平成 23 年度から平成 27 年度）の業務委託中である。

イ. 消耗品の管理状況

基本協定第 14 条 1 項によれば、広島県が指定管理者に支払う管理費用で指定管理者が購入した物品は、広島県の所有に属するものとされる。

広島県物品管理規則によれば、消耗品に該当する物品については、購入後直ちに消費する物品等の一部を除いて、広島県の所有物として消耗品出納簿や消耗品使用簿による管理が求められている。しかるに、上記除外物品に該当するか否かを検討するまでもなく、同規則が求める管理方法が省略されていた。

(意見)

緑化センターの消耗品について、物品管理規則で定める管理方法を省略する根拠が不明である。消耗品の管理方法を手当し、広島県物品管理規則との齟齬を解消すべきと考える。

(3) ひろしまの森づくり事業 [本文 118 頁～]

ア. 事業全体の概要

本事業は、県土の保全や水源かん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させ、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を進めるため、平成 19 年度から、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として施策を行っている。本事業の区分は、補助金事業（事業主体は市町等）、交付金事業（事業主体は市町）、県実施事業の 3 つに分かれており、人工林対策、里山林対策、県民意識の醸成等の事業目的の達成を図るため、それぞれの事業につき個別のメニューが実施されている。

イ. 県産材木製品普及促進事業

① 事業の概要

交付金事業のうち県産材利用対策事業の 1 つである。事業主体は市町であり、交付金支給の対象となるのは、市町が「県産材を使用した木製品を導入する場合に要する経費」についてである。交付金を支給することにより、市町が公共施設に県産材を使用する木製品を導入することを促し、県産材の普及を図っている。

		
<p>街頭大型ビジョンでの P R</p>	<p>大型ショッピングモールでの P R</p>	<p>バス停等でのポスター掲示</p>

② 県産材であることの確認状況

本事業は、事業が完了したときは、各市町は、広島県に対し、①実施状況写真、②その他事業の実施状況が確認できる資料、③必要に応じて製品、施設等の概要がわかる資料（設計図書、カタログ、見積書等）を添付した実績報告書を提出することが求められている。しかし、実際に提出されている添付資料を見ると、導入した木製品の材料が県産材であることを示す証明書、契約書、仕様書等が添付されているケースがある一方、これらの資料の添付

がなく、広島県が受領する実績報告書及び添付資料からは、木製品の材料が県産材であることを確認できる資料がないケースも多く見受けられた。

【指摘】

本事業は、県産材の導入のための交付金支給であるから、交付金を支給する広島県において、上記の実績報告書添付資料②または③に該当するものとして、各市町から県産材出荷証明書や産地証明書等の県産材を使用したことが確認できる資料を徴求すべきである。

エ. 県実施事業

① 事業内容

本事業は、県民に対する森林・林業の意識啓発・情報提供を行うことを目的とし、広報課と連携した各種メディアを通じた広報活動、県民活動の活発化等による意識啓発、事業実施に必要な県事務費のための必要な負担金の交付を行うものである。

② 支出の特定状況

本事業の実施団体は、広島県に対し、事業完了の際に、収支計算書及び概算払精算書を添付した実績報告書を提出しなければならない。しかし、実際に提出された収支予算書または収支決算書を見ると、その具体的な内訳は記載されておらず、各支出項目はこれらの書面では分からなかった。

【指摘】

交付要綱が収支予算書や収支決算書の提出を求めている趣旨は、これらの書面によって広島県から実施団体に対し交付された負担金の支出を具体的に特定することにあるはずであるから、具体的な支出の内訳は、収支決算書等に明記するか、または、これ分かる資料を添付させるべきである。

8. 農業技術大学校

県立農業技術大学校は、県内唯一の実践的な農業の担い手養成施設として運営している。

(1) 新規就農者の確保・育成に向けての取組 [本文 127 頁～]

ア. 平成 26 年度における定員充足率及び卒業生の就農率の状況

平成 23 年度以前は定員 2 学年合わせて 100 名としていたが、定員が充足されず、平成 23 年度から定員 1 学年 40 名に変更している。平成 26 年 4 月 1 日現在で 2 学年合計の学生数は 59 名と減員後の定員に対する充足率においても 73.7%となっている。

(意見)

上記の定員充足率の状況に加え、卒業生の就農率は平成 26 年度には 6 割を超えたが、平成 25 年度までは 6 割を下回る状況が続いている。チャレンジプランにおいて若い農業者の確保・育成を急務としていることを鑑みると、引き続き、就農意欲を高めていくよう指導方法の継続的な工夫が望まれる。

イ. 短期研修の実施状況

農業技術課からの説明では、短期研修への取組と方向性は異なるが、広島県としては農業技術大学校以外の場所で集落法人集合研修（主として既存の農家向け）の開催、また農業技術大学校では社会人特別入試枠を設けているなどの取組を行っているということであった。

(意見)

中国地方の近隣県の農業大学校と比較してみると短期研修内容については、広島県は限定的となっている。新規就農希望者への研修は実践の場において行われるべきものであり、農業施設を保有している農業技術大学校の活用は、施設の稼働率の向上という面を含めて有効といえる。

ウ. 国際農業交流センター建物の稼働状況

現在では宿泊施設は農業技術指導所の新任者等研修のために年間 15 日、県内の高校生との合同での宿泊農業研修で延べ 2 日利用する程度であり、本来の目的としての稼働状況はかなり低いものとなっている。

[国際農業交流センター建物]



(意見)

2年間の修学を前提とした在学学生に限らず、幅広いニーズに合わせた講座をより積極的に開設するなどにより、国際農業交流センターなどの施設の利用率をより一層高めて行くべきである。

(2) 指導内容の開示方法 [本文 132 頁～]

柑橘類の教育施設はなく、実習としても広島農業技術大学校では行われていない。広島県下では広島県果実農業協同組合が運営する広島県果樹農業振興対策センターにおいてレモンをはじめとした研修農園を整備しているということである。

(意見)

ホームページ及び学校案内にはレモン等の柑橘類の実習などの扱いが明瞭に示されておらず、広島県が推奨するレモンの栽培に就農希望者が関心を持ったとしても一見してわかりにくいものとなっている。指導内容の開示及びリンクなどの参照方法を一考されたい。

(3) ハウス施設新設の工事費 [本文 133 頁～]

平成 26 年度において、ビニールハウス施設を入札により取得しているが、契約からわずか 1 か月間で工事内容の変更があり、なぜ当初の入札時に変更契約の給水設備設置を織り込まなかったのかという疑問が残る。また、変更後設計金額は当該工事請負費の予算金額の近似値になっている。経費節減のため行政は様々な取組をしているなか、慎重に考えていく 1 例として取り上げるべきと考えた。

【指摘】

公正な入札において経済性を追求しているものであり、落札により決定した価格が容易に変更されることは、当初から公正な入札を意図していたのかわからなくなるものである。必要な設備は当初より、設計として適切に見積もり、入念な計画を行うべきである。

工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドラインは、当初の発注時点で予期しえなかった自然条件、施工条件が確認された場合の契約変更を主として意図しているものであり、本件のような追加的な工事を行う場合、契約変更としての取扱いについては、同ガイドラインの基本原則に立ち返り慎重に判断する必要があるといえる。

(4) 固定資産台帳の整備 [本文 134 頁～]

ア. 備品管理状況、借受台帳（土地）の更新

往査日に現物の照合を行ったところ、現物が見当たらないものが散見された。また、瀬戸田町のみかん園が借受台帳に記載されていて、利用状況をヒアリングしたところ、平成 24 年に解約済みということであった。解約と同時に台帳は更新されるべきであるが、適時に台帳の更新がなされていなかった。

【指摘】

固定資産台帳は今後、導入が予定されている統一基準に基づき財務書類を作成するために喫緊に整備が求められているものである。定期的な現物との突合などによる確認を組織的な対応として正確に実施していくべきである。

(5) リース資産 [本文 134 頁～]

ア. 再リース契約

現在、農業技術大学校でリース契約となっている明細を見たところ、下記の3件は明細上で取得日と借受日が異なるため、再リース契約と考えられる。

リース一覧

備品番号	品名	取得金額	取得日	相手先名称	借受日	返却日	リース料
901251	冷蔵庫	918,000 円	H20.5.1	芙蓉総合リース(株)	H27.5.1	H28.4.30	12,750 円
1101238	乾式複写機	1,984,500 円	H23.9.1	理研産業(株)	H26.9.1	H28.8.31	55,125 円
1101397	ファクシミリ	151,200 円	H23.9.1	理研産業(株)	H26.9.1	H28.8.31	4,200 円

(意見)

リース契約期間が満了した時点において、一般的に購入した場合に支払うべき対価の総額はリース料として、当初リース期間に渡り支払済であり、再リースとした場合は、リース料は相当に減額して契約すべきものとなる。上記のケースのように期間満了後に減額されない取引については、リース契約明細に備考するなど、リース期間満了後に減額が漏れなくなされているか、また本当に減額されなくてよいものであるか容易に確認できる工夫も一考である。

イ. 再リース契約の手続

＜再リース契約手続き完了通知書＞で「弊社からの「リース期間満了に伴う契約手続のご案内」に対しまして、リース終了のお申し出がございませんでしたので、本日、下記の内容にて再リースの手続きを完了させていただきました。」とした文言により、契約を継続しており、再リースに関する契約書が作成されていない。再リース料とは、購入していれば本来支払うべきでない支払いを追加的に支払うもの（すなわち、経済合理性の観点からは、購買ではなく、リース契約としたことは不経済であったと反省すべきもの）であるが、支払を行う根拠の作成が能動的に行われていない。

【指摘】

再リースといえども、賃借契約に基づき、経費支出を行っている以上、取引業者からの一方的な通知によるもののみでなく、その根拠となる契約書を作成すべきである。

(6) 事業費区分の再考 [本文 135 頁～]

現業業務見直し対策費は主として非常勤職員の人件費であり、内容としては前期と変わらないものであるが、継続して用いられている呼称であり、的確に状況を示しているものとなっていない。

(意見)

農業技術大学校が果たしている成果に対するコスト意識がより明確になるように農業技術大学校関連の事業費の取りまとめを再検討されたい。

9. 公共工事

(1) 農林水産局における公共工事の特徴 [本文 139 頁～]

農林水産局の管理する公共工事は農道・林道の造成及び治山・圃場整備に関する土木工事が主たる内容であり、取扱件数が多く、多額の予算が投じられている。

広島県は山間部が多いため、農道を敷設するに当たっても、山の一部を掘削する、橋梁を架けるなどの作業工程が比較的多く、地質などの自然条件・施工条件に大きく影響を受けるという特徴を有している。

(2) 設計・契約変更に係るルールの運用状況 [本文 139 頁～]

公共工事は競争入札を行うことを原則としているが、入札により決定した当初の契約価格が、設計・契約変更により変更されている場合、建設工事変更請負契約書の締結は競争入札を介さず、当初契約の受注者との間で行われるため、透明性、競争性等の長所を確保できていないものとなる。

この点に関して、広島県においては、設計・契約変更に係る一定のルールを設けて対応しているが、仕組及び運用状況が検討課題となる。

(意見)

個別の工事について、設計・契約変更により事業計画と実績に大きな乖離が生じる場合には、事後的に当初の事業計画の策定が精緻なものであったか、責任究明が行われる仕組を、より明確化していくことが望まれる。

当初請負代金額に対して 30%を超えて契約金額が増加するにもかかわらず、別途の契約ではなく変更契約で対応している建設工事は、農業基盤課で 20 件、森林保全課で 15 件、林業課で 6 件が認められた。これらの工事について、工事台帳等を査閲するとともに、工事内容の変更理由と別途契約原則に抵触しない理由につき検討した結果、少なくとも農業基盤課で 4 件、森林保全課でも 2 件、林業課では 1 件については、変更契約としてではなく、別途契約とすべきものと見受けられた。

【指摘】

複数の例において、別途契約の原則等のルールの運用に関して、拡大解釈をしていると思われる現状では、変更請負代金額が例えば 5,000 万円又は当初請負代金額に対して 30%を超えて増額する建設工事は、農林水産事務所(事業所)長の決裁に加えて、本庁における関係課による承認を必要とするなどの内部統制の整備を検討すべきである。

別途契約とすべきものが、変更契約で済まされているということは、ルールに基づいて、財務処理がなされていないと見るのみでなく、一般競争入札において図られるべき、取引の透明性、競争性、公正性、経済性が適正に追及されていないということに立ち返って、考察していくべきである。

(3) 2月補正予算を財源とした契約変更の取扱い [本文 162 頁～]

変更契約額が当初請負代金額の 30%を超える工事について、平成 25 年度 2 月補正を財源としたものがある。これらは農林水産局内で出された「通知」により、設計変更に伴う契約変更基準における別途契約の原則とは異なる取扱いができるものとしている。

農林整備管理課にヒアリングするところでは、「通知」は行き過ぎた変更契約は認められないが、経済効果早期発現を目的としたものであり、特例としての取扱い

を優先して考えるべきものである。ただし、詳細の取扱いについては、現場担当部署の判断で運用されており、決裁権限としては、原則として各農林水産事務所（事業所）長により決裁されている、という説明であった。

（意見）

別途契約の原則は例示をもって示されているが、通知による取扱いの「分離して執行することが不適當」がこの例示をもって判断すべきものであるか、不明瞭となっている。通知は大型補正予算があるごとに同じような文面で出されているので、契約の透明性・公正性を確保していくためには明確な整理を行っていくことが必要と考える。

こういった取扱いを明瞭にして、本庁の関係課における承認を必要とするなどの内部統制の整備を検討すべきである。

（４）補正予算を財源とした工事の管理方法について [本文 163 頁～]

平成 25 年 8 月 1 日通知によるという農林水産事務所からの回答があったものが複数あったが、ほとんどが平成 25 年度の年度末間近に変更契約がなされている。

（意見）

2 月補正予算の目的を十分に認識のうえ、適切な期限まで執行した工事に関して対象とすべきであると考え。また、2 月補正予算を財源とした工事に関して、対象工事の一覧表を依頼したが、作成されていないということであった。別途契約の原則の例外扱いにする以上、補正予算財源の対象工事に関して、一覧表を適切な承認のもとに作成しておくべきである。

（５）漁業経営構造改善事業 [本文 164 頁～]

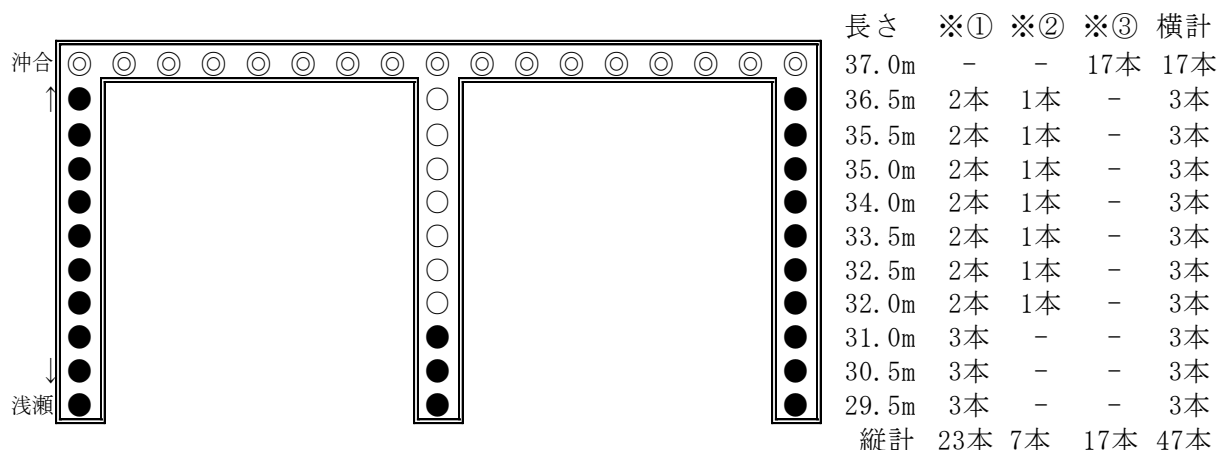
ア．事業の概要

県内のかき養殖漁業に必要なかき殻等について、従前飼料や肥料として利用するリサイクルシステムが構築されていたが、近年かき殻を一時堆積させる施設が不足し、一部堆積場では近隣に対する悪臭等の環境問題が出ていた。このため、かき殻一時堆積場を増設するとともに、持続可能なかき殻リサイクルシステムの再構築を図るための取組を支援することを目的とした事業である。

今回の事業については、現状のかき殻堆積施設の飽和化（キャパシティー不足）により沖合に新たな堆積施設を設置することとして、設計会社に測量、地質調査及び設計業務を委託し、平成 26 年 10 月に調査報告を受けている。

それによれば、120,000 m³の収容能力を前提に、沖合に杭（鋼管）を打ち、それをフェンスで囲む仕様となっているが、上記設計会社からの調査報告では 29.5m～37.0m の杭が 47 本必要とされている。

堆積施設を上から見た図



- ※① ●当初契約での杭数
- ※② ○第1回変更契約で追加された杭数
- ※③ ◎第2回変更契約で追加された杭数

【指摘】

堆積施設は当初の契約において、47本であるべき鋼管（杭）を23本として設計図面を提示しているため、フェンス囲みを取り付けることができるものではなく、機能しうる構造物としての体裁をなしていなかった。この点に関し、広島県漁業協同組合連合会が工業者と工事契約を行っていることに對して県が容認していることには問題がある。

また、直近の整備された施設を参考にして事業計画を立案しているが、平成26年10月の設計会社の調査報告により大幅な見直しが必要となることが分かっている前提で、同年12月18日に工事契約を締結している。この点に関し、事業計画の見積りの甘さも言うに及ばず、一度事業遂行を中断して、再度の予算上程や業者選定を行うべきであったと思われる。

本来であれば入札前に事業計画の変更を行い、全体の適正なスケジュールを提示したうえで工期を区切って発注を分割するのが原則的な手法と考えられ、変更契約することが事前にわかっている入札は公正性、透明性を欠いているものである。

国であれ市町であれ税金が投じられて行われる事業であることには変わりなく、予算制度は税金を有効に活用していくための重要な内部統制（個々にこの金額までのものであれば支出を許容するという意味で）である。特に、予算を大幅に超える執行が発生した場合には原点に立ち返って、新たな予算を上程する手順を踏むべきであり、安易に変更契約という手段を用いるべきではないと考える。

その制度を欺くような扱いは厳しく管理・指導していくべきであり、本件は広島県が主導して行った取扱いであることから、反省すべき点は大きいといえる。

10. 貸付金

(1) 木材産業等高度化推進資金事業 [本文 169 頁～]

貸付先	金融機関
貸付金残高 (平成 26 年度末)	360,000 千円
貸付条件	無利子
償還期限	1 年間

ア. 実績報告書の提出状況

実際に各借受者から提出された実績報告書を確認すると、提出期限から数か月程度も提出が遅延しているものや、そもそも実績報告書に日付が記載されておらず、提出日が当該実績報告書からは確認できないものが散見され、運用通知に違反する事例が認められた。

【指摘】

実績報告は、広島県が資金の用途を確認し、これが合理化計画の目的に使用されているか否かを確認するための重要書面であるから、実績報告書の期限は厳守するよう、各借受者に徹底させる必要がある。

また、日付の記載を欠く実績報告書については、必ず記入するように各事業者に指導し、これを欠くものを受理しないなどの対応を取るべきである。

イ. 実績報告の資料徴求状況

実際に提出された年度毎の実績報告書を見ると、借受者の資金用途を裏付ける資料（契約書、発注書、受注書等）は添付されていなかった。そのため、各年度における融資金の用途について、書類上、広島県が直接確認したことを裏付ける状態にはなっていない。

(意見)

各年度の実績報告書には、これらの資料の添付を求めるか、または、別途、広島県がこれらの資料を確認した旨の書面を作成するなど、広島県が資金用途を確認したことが明らかになるような手当をしておくべきと考える。

(2) 就農支援資金貸付金 [本文 171 頁～]

貸付先	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 農業協同組合
貸付金残高 (平成 26 年度末)	(元金) 33,179 千円
貸付条件	無利子
償還期限	21 年 (10 年の据置期間を含む)

ア. 債権管理の状況

平成 16 年～17 年において農業者と財団との間で、返済義務の有無について民事調停で争われ、結果的に農業者の債務を免除することで和解された案件が 1 件、自己破産した案件が 2 件あり、これらについては、農業者からの返済は行われなくなり、当該事案に該当する金額分については、財団から広島県に支払が行われなくなっている。

広島県としては、来年度までには財団と返済方法について協議を行い、解決

を図る予定ではあるが、現時点においては未了の状況である。

【指摘】

和解により債務の免除が確定して数年が経過した現時点においても、財団との協議が行われておらず、対応が先送りされている状況が見られる。早急な対応が必要であると考えます。

(3) 農業共済基金出資金貸付金 [本文 173 頁～]

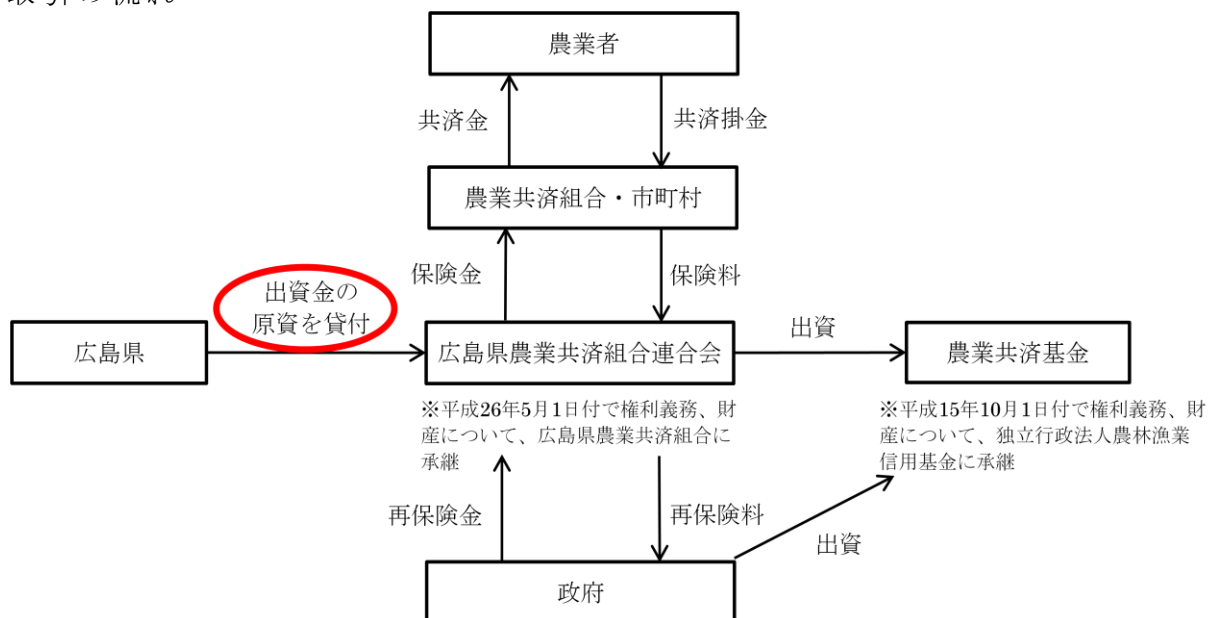
貸付先	広島県農業共済組合連合会（現「広島県農業共済組合」以下同じ）
貸付金残高 （平成 26 年度末）	13,494 千円
貸付条件	無利息
償還期限	無期限

ア. 経緯

農業災害補償制度（NOSAI 制度）は、昭和 22 年に制定された制度で、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填するために、農業者が予め掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払うという農業者の自主的な相互救済を基本としている。

農業共済組合連合会は、農業共済基金（現、独立行政法人農林漁業信用基金）の設立にあたり出資が求められるが、昭和 28 年当時は、台風、水害災害が多発し、全国各地の農業共済組合連合会の資金繰りが厳しい状況となっていたことから、広島県においては、組合支援のために組合拠出金の一部を肩代わりすることとし、広島県農業共済連合会に対して、基金への出資を使用目的として貸付を行った。

取引の流れ



イ. 債権管理の状況

昭和 42 年 11 月 22 日の貸付（第 8 回）実施以降は、新規貸付、回収取引は発生しておらず、残高は変動していない。また、貸付金利子について、農業共済基金から出資金に関する配当があった場合には、広島県農業共済組合連合会は当該配当金を広島県に分配することを規定しているが、これまで配当金が支給されたことはない。

【指摘】

当該貸付金について、償還期限は無期限となっており、農林水産局内においては、農業共済基金から出資金の返還を受けたときに、広島県に対して貸付金を返還するという整理されている。

昭和 28 年 9 月 14 日付で締結された貸付に関する「覚書」を確認したところでは、「農業共済基金から共済連に出資金の返還があつたときは、共済連は縣に貸付金を返還するものとする。」との記載はあるが、これは出資金が返還されるまでは貸付金を返済しないことを規定しているものではないと考えられる。

当初の貸付目的から遡って考えても、昭和 28 年当時には資金繰りが困難な状況にあった広島県農業共済組合連合会を支援する必要性はあつたと思われるが、現在（平成 27 年 3 月 31 日時点）においては、総資産 166 億円、純資産 119 億円という十分な財産的基盤ができており、当該貸付の役割は終わっているといえる。

「覚書」に「貸付金に関する重要な事項で、この要綱に定めていない事項については、縣と共済連の協議によって協議する。」とあることから、返済方法について早急に協議を行う必要があると考える。

広島県農業共済組合の貸借対照表（平成 26 年度末）

（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	2,214,818	流動負債	924,354
現金預金	1,956,104	未払債務	218,169
有価証券	50,050	責任準備金	668,707
未収債権	150,601	支払備金	7,386
貸倒引当金	△ 181	任意前受共済掛金	2,186
雑資産	41,388	雑負債	27,904
棚卸資産	16,856	固定負債	3,826,512
固定資産	14,450,669	長期借入金	13,494
有形固定資産	2,101,740	リース債務（長期）	24,529
無形固定資産	8,658	退職給付引当金	2,034,725
投資その他の資産	12,340,270	建設引当金	907,837
		修繕費引当金	396,905
		更新引当金	81,823
		業務引当金	70,500
		事務機械化準備金	96,697
		教育研修基金	200,000
		負債合計	4,750,867
		処分済剰余金	8,600,419
		未処分剰余金	303,686
		有価証券評価差額金	895,030
		固定資産見合純財産	2,115,484
		純財産合計	11,914,621
資産合計	16,665,488	負債及び純財産合計	16,665,488

（出典：広島県農業共済組合 HP「業務報告書」）

(4) 沿岸漁業改善資金 [本文 176 頁～]

貸付先	沿岸漁業従事者
貸付金残高 (平成 26 年度末)	(元金) 4,040 千円 (延滞金) 6,918 千円
貸付条件	無利子
償還期限	10 年以内
延滞金・違約金	期日の翌日から支払の日までの日数に応じて償還すべき金額につき 12.25% の延滞金が発生

ア. 債権管理の状況

平成 27 年 11 月時点において、元金残高が 3,440 千円 (1 先)、違約金残高が 7,034 千円 (4 先) という状況である。

(意見)

担当者が債権回収に向けて取組んでいることは確認できた。滞納者の状況の変化に注視しながら取組みを継続されたい。

(5) 農業改良資金 [本文 177 頁～]

貸付先	農業者
貸付金残高 (平成 26 年度末)	(元金) 8,733 千円 (延滞金) 32,321 千円
貸付条件	無利子
償還期限	10 年 (据置期間 3 年以内)
延滞金・違約金	期日の翌日から支払の日までの日数に応じて償還すべき金額につき 12.25% の延滞金が発生

ア. 債権管理の状況

平成 27 年 11 月末時点において、元金残高が 7,325 千円 (3 先)、違約金残高が 31,627 千円 (10 先) という状況である。

(意見)

担当者が債権回収に向けて取組んでいることは確認できた。滞納者の状況の変化に注視しながら取組みを継続されたい。

第5 総括意見

我が国の農林水産業は従事者数や産出額等、年々減少を続けており、これから国際化が急速に推進される中、その産業としての環境は一層厳しくなることは周知の事実である。その我が国の農林水産業が抱える課題が広島県の抱える課題そのものであるといえる。

広島県の農業の厳しい現状は以下のデータから読み取れる。平成26年の生産農業所得は349億円（全国29位）で全国平均（595億円）を大きく下回っている。平成26年の耕地利用率は79.1%（全国44位）と全国平均（91.8%）よりかなり低く、農家1戸当たり平均耕地面積は0.98haと全国平均（2.08ha）の半分以下である。販売農家数は平成7年からの20年間で約53%減少し、同期間の農業就業人口の平均年齢は7歳増加して70.2歳となっている【本文5頁～】。

次に広島県の林業であるが、平成22年データで森林面積は全国10位、林家数は継続的に減少しているものの約45千戸（全国2位）であるが、その半数が保有山林3ha未満であるなど、小規模零細な林家が多い。また、木材加工業が盛んであり、平成26年の木材の県内需要量1,940千 m^3 は全国2位である。ところが外材（素材）入荷量が全国1位で、木材供給量の外材依存率は82.6%（全国平均22.2%）となっている【本文14頁～】。

一方、造林事業を目的としていた旧財団法人広島県造林公社（昭和40年設立）の流れをくむ一般財団法人広島県農林振興センターの負債整理が平成25年に実施され、県は約333億円の債権放棄と約129億円の損失補償を受け入れている。かくも多額の県民の血税が投入されたことを忘れてはならないわけだが、続いて平成26年度より、従前の県営林と同センターから引き継いだ造林を併せて県自身が管理経営を開始している。実態は一般財団法人に業務委託し、委託料と管理経費を県営林事業費特別会計として長期間に渡る造林事業に必要な支出を続けていくこととなっている【本文114頁～】。また平成19年度から開始された「ひろしまの森づくり県民税」は、当初平成23年までとなっていた課税期間を5年間延長し平成28年度まで継続されており、県民の負担により林業政策が実施されていることを肝に銘じておくべきである【本文118頁～】。

水産業も同様である。平成25年のデータでは、県内の漁業者等は約2,500経営体で、平成3年度から4割以上減少しており、その多くは零細な経営体である。最近の漁業生産額は横ばい傾向であるが、個々の漁業者の所得は小型底引き網では300万円程度、刺し網では250万円程度と労働条件と比して収入面において魅力のある職業とは言い難く、新規就業が進まず加えて高齢化問題も深刻化している【本文17頁～】。

これまで広島県では「2006～2010 広島県新農林水産業・農村漁村活性化行動計画」を実施し、永続的な生産構造の確立を目指し構造改革に取り組んだが、過疎化の急激な進行に加え、農林水産業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増大など深刻な状況から脱することはできなかった。次に平成22（2010）年12月に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定、これまでの取組を見直し農林水産業の構造改革の早期実現を目指すとともに、県の将来像を県民と共有し、共に新たな時代を切り開く農林水産業づくりを推進するとした。その3年経過後の平成26（2014）年11月には「チャレンジプラン」の進捗状況を検証するとともに、目標をより着実に実現していくための具体的な取組を進める「アクションプログラム」を策定・公表した。

上記のような農林水産業振興プランは全国の多くの県で策定され取組まれているものであるが、広島県の「チャレンジプラン」のひとつの特徴は、「将来像を県民と共有」することを強調していることであろう。まずプラン策定の基本的な考え方において、「協働連携」を基本姿勢としている。そこでは「県民、農林水産業者、団体・事業者、市町、県のそれぞれが担う役割を明確にし、適切な役割分担と相互の連携により施策を推進する」と謳われている。

まず県民は食料などの消費者であり、県土の保全など農林水産業により与えられる幅広い効果・機能への理解を深め、本プランへの応援団となることが期待されている。一方で県は県民・関係者への情報提供と重点的・効果的な施策の展開を、関係団体・事業者や市町と協働連携のうえで推進し、プランの実行管理を行うことにより本プランのめざす姿実現のための総合プロデューサーとしての役割を担うとともに、経営や生産技術の開発・普及に努めるとある。

しかし本報告書においてこれまで指摘してきたように、県が総合プロデューサーの役割を果たしきれてはいないと思われる事象が、いくつかの場面で見られた。

農業経営負担軽減支援資金の延滞管理の事案では、債務者本人を交えた営農検討会を毎年開催せねばならないところを実施していなかったため、債務者である農業者等の経営状況資料が入手されず、県において検討すべき利子補給打ち切りの判断が先延ばしされている[本文 81 頁～]。中山間地域等直接支払事業では集落協定及び個別協定の実施状況の確認を市町が行い、県は市町からの報告内容を検討評価することとされている。ここで複数の市町からの実施報告書に不十分な記載があったにもかかわらず、県から特段の指導は行われていなかった[本文 98 頁～]。

更に、「協働連携」という基本姿勢を掲げていることから、監査人としては県が「チャレンジプラン」と「アクションプログラム」の進捗状況を適時適切に分析し、積極的に県民に公開（ディスクローズ）することで県の農林水産業が抱える課題を共有し、県全体を巻き込んだ議論を喚起していることを期待していた。しかし監査人には県が県民に対して積極的にディスクローズを行う意識は、さほど高くないと思われた。広島県産応援登録ホームページでは一部のコンテンツについては十分な情報を開示しているとは言えず、分かりやすい誘導もなく積極的に閲覧者を呼び込む仕組や取組が不十分であると感じられた。更に、コンテンツ更新作業を委託先業者が当初の提案書通りに実行していない状況への適切な対応がなされていなかった[本文 74 頁～]。

また「チャレンジプラン」の事業年度ごとの実績状況等は、県議会議員に報告し県民への閲覧という開示の仕組により対応しているとのことであるが、IT インフラの行き渡っている昨今、県のホームページ等をもっと活用すべきであり、県民一人ひとりに農林水産業が抱える課題をわかりやすく開示すべきである[本文 48 頁～]。例えば達成率の芳しくない事業等は積極的に公表することで、県以外の関係者からの意見が取り入れられ発展的な施策への見直しなど議論が巻き起こるものと考えられる。

「チャレンジプラン」は平成 32（2020）年度のめざす姿を描いているものであるが、「平成 23（2011）年度を初年度、平成 27（2015）年を目標年度とする 5 か年計画として、社会情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、情勢が変化した場合にはその時点で所要の見直しを行う」とされている。更に当初 3 年間の実績を踏まえ「アクションプログラム」が策定されているわけだが、プロジェクトによってはその初年度から数値目標に遠く及ばず、その後の見込みを担当者より聴取しても平成 27 年度あるいは平成 32 年度の目標に遠く及ばないと判断せ

ざるを得ないものがあった。これらの実績値の現状を踏まえ、今後、計画の実現に向けての厳しい進行管理が必要となる。

更に監査では「チャレンジプラン」と「アクションプログラム」に掲げられている数値や指標の整合性を吟味したが、そもそも双方の数値指標、用語に関して連続性、整合性がわかりにくいものが散見された。これらは県民に公表しその議論を呼びかけるためのものであるから、厳格に取り扱うべきものである【**本文 39 頁～**】。

農林水産業は他の産業と比較して勤務時間が不規則であり、外的要因に影響を受ける場面の多い厳しい職業である。そのリスクの割に所得が高くないことが新規就労者数の増えない要因と考えられ、国の施策として就労支援のために多額の予算が準備されている。広島県においても、農林水産事業者への交付金、補助金や融資制度等は様々なものが用意されている。これらは第2次産業や第3次産業に属する企業者や労働者から見ると比較的簡単に金員が収受できる制度になっているように感じられるであろう。更に、これら補助金等のため市場競争原理が阻害され、退出・統合されるべき事業者が残っているとも考えられる。そのような状況で実施されている制度であるからこそ、県としては厳格なルールを遵守して実施すべきであり、債権回収作業は怠ってはならないと考える。

しかし農業共済基金出資金貸付金については、無期限という契約のため先方に資金的余裕が十分ある状況にもかかわらず、長年に渡り返済についての協議が行われていない状況である【**本文 173 頁～**】。また、就農支援資金貸付金は一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が直接の貸付先であるが、平成16年及び17年における農業者に関する債権（債務免除分1件、自己破産案件2件）の返済方法の協議が先送りにされている【**本文 171 頁～**】。

監査では、農林水産局の支出の多数を占める公共工事にも着目した。多くは農道・林道の造成及び治山・圃場整備といったインフラ整備であり、食料供給の面だけではなく、県土の保全や水源かん養、環境保全など多面的な機能を有するもので、国の施策として実施されるものも少なくなく、よって県での取扱件数も多く多額の予算が投じられている。一方で農林水産局の予算でありながら、農林水産業事業者の所得に直接的に貢献するものではなく事業関係者等の便益向上のための支出となる面も持っている。そのような特徴もあり公共工事は、透明性、競争性、公正性、経済性の確保ができるよう一般競争入札が原則とされている。しかし、監査対象とした年度の農林水産局の公共工事の複数で、当初の入札で決定した契約価格の変更がなされていた。もちろん契約変更が適用できるルールが設けられているが、それを拡大解釈し結果的には逸脱していると疑われるような契約変更も見られた【**本文 143 頁～**】。

漁業経営構造改善事業は、県が直接の契約主体ではなく契約変更のルールは異なるが、県が補助金を交付し指導・監督責任を負う事業である。この事案は当初予算が甘く実際の工事費が大幅に増えることが初期の段階で判明したため、まず当初予算の範囲内の設計で入札・契約を行い、その後補正予算をもって同一の業者と変更契約が締結され最終的に当初予定の施設を完成させたものである。もし当初から全体の設計が示されていれば、別の業者が入札した可能性もあり、入札の公正性、透明性が阻害されていたと考えられ、県の監督責任が問われる事案である。なお大幅な契約額の変更となったため事業主体である広島県かき殻利用対策協議会が関係者への変更説明を行い、国費も入っていることから水産庁長官宛にも変更申請が行われた事業である【**本文 164 頁～**】。

そもそも別途契約とすべき工事を、ルールを拡大解釈し変更契約ですませてしまうことは事務執行上の内規違反であるのみならず、一般競争入札の透明性、競争性、公正性、経済性の確保を追及していないことと考えられる。多額の税金が投入された事業において、予算制度は重要な統制手段であり当然遵守すべきものである。変更契約理由の中には、当初の調査で容易に把握できるような事柄を理由に掲げている事案も散見された。県の担当者は予算統制から逸脱するような行為を見逃さないために、定められた各種の報告書や添付資料を十分に吟味することはもちろんであるが、契約内容と現場の状況を十分に検討してその厳格な運用に努めるべきである。

全般的に、各担当者が定められた手続に従わず業務を行っているという指摘が多く出た印象がある。例えば、チェックリストを作成する指示が局全体に出されているのに担当者によりその使用状況が異なっている部署、補助金等申請のために必要な報告書や添付資料が不十分であるにもかかわらず承認されていた事例もあった。また補助金等に対してその後の効果を適切に検証していない事象もあった【本文 38 頁～】。更に本来は別途契約すべきところ、変更契約とするルールの逸脱が見られたことは既述のとおりである。

これらに関して各担当者においては、チェックリストを作成する指示が出された経緯や、報告書や資料の確認が必要とされている理由、そもそもなぜこのようなルールが設けられているのかの趣旨を十分理解、斟酌したうえで業務を遂行していただきたい。もしそれらが効率的な業務の妨げになっているのであれば、業務改善の提案をすべきであり、自身が担当するのは短期間だという意識で仕事をしているのでは公務員として県民への責任を果たしているとはいえないであろう。そして上席者は、担当者の手続漏れや不備等を発見、防止する統制機能を更に拡充すべきであろう。

更に交付金、補助金等に対しては効果の検証を適宜行うことで、実効性の疑わしい事業は次年度には見直しをかけるなど、県の将来を見据え、有効な事業の取捨選択をしっかりとやってもらいたい。これらは県民の付託にこたえるため、是非実施していただきたい事項である。

広島県の農林水産業が直面している問題の原因の多くは、今に始まったことではなく過去数十年に遡って起因しているものであり、短期間で結果の出ないもの、または永久に解決することは困難なものもあると思われる。しかし広島県にはレモンやかきといった全国に誇れる産品があり、ひろしまフードフェスティバルといった集客面で成功しているイベントもある。「チャレンジプラン」では選択と集中もその基本姿勢に掲げられており、県はこれらの実績を県民に示すことで、なにをすべきか、なにができるのかの議論を更に踏み込んで喚起すべきであろう。これらが将来的に若者の農林水産業への積極的な参加を呼び込み、広島県の農林水産業の発展につながることを期待するものである。